

佐倉市における補助金のあり方に関する意見書

平成 23 年 12 月

佐倉市補助金検討委員会

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| <u>I. はじめに</u> | 1 |
| 1. 佐倉市における補助金検討の経緯 | |
| 2. 今回の佐倉市補助金検討委員会の意義と検討の経緯 | |
| <u>II. 補助金の現状と課題</u> | 2 |
| <u>III. 佐倉市における各補助金に対する意見</u> | 9 |
| 1. 個別補助金のヒアリング結果 | 9 |
| 2. 個別補助金(ヒアリングを実施しなかった事業)に関する意見 | 14 |
| <u>IV. 今後の補助金のあり方へ向けて</u> | 22 |
| 【卷末資料】 | |
| ・[資料 1] 補助金検討委員会の審議経過 | 28 |
| ・[資料 2] 補助金一覧（事業課による点検結果一覧） | 29 |
| ・[資料 3] 補助金等交付基準(現行の交付基準) | 48 |
| ・[資料 4] 補助金検討委員会委員名簿 | 57 |

I. はじめに

1. 佐倉市における補助金検討の経緯

佐倉市における補助金の見直しは、平成8年度、新行財政改革システム推進大綱により、平成15年度末までに全ての補助金を白紙検討することから始まり、全ての団体補助金の一率10%削減等が実施されました。

また平成15年度には、第三者機関として補助金等検討委員会が設置され、3年間にわたり、補助事業の検討・評価が行われました。それらに基づいて、平成18年、現行の補助金等交付基準が策定されています。

そして、平成20年度には行政活動成果評価懇話会による見直しが実施され、現状と課題、今後のあり方などについての提言がなされ、現在に至るものです。

2. 今回の佐倉市補助金検討委員会の意義と検討の経緯

現行の補助制度(補助金等交付基準)では、交付期間は3年を期限とする終期を設定し、補助事業の期限は平成24年3月31日となっています。

このため、平成24年度以降の補助制度については、新たなスタートを切る必要があり、今回この3年毎の見直しの時期にあたり、補助金のあり方について審議し、透明で公正な財政運営を推進するため、第三者機関として本補助金検討委員会が設置されました。

また、今回の検討委員会設置にあたっては、市民参加の観点から、公募による市民委員を含む委員構成とされたところが新たな点です。

上記、本検討委員会の意義に基づき、補助金等交付基準及び各補助事業等について検討し、見直すべき事項及び改善方策について審議を行いました。

全体的な検討の基礎データとして、まずは、各委員の分担により全ての補助金を具体的に確認していく作業から実施いたしました。

同時に、補助金点検シートを新設導入し、これによる全件チェックを市行政側にて実施することとしました。

こうした中から、具体的な課題点・方策等をさらに明確にするため、補助金等交付基準の分類及び公益性の観点等から、ヒアリング事業を選定し、審議検討を行いました。

具体的な課題点・方策等について審議を重ねた段階において、再度、補助金全体を見直すため、各委員の分担により全ての補助金を再確認し、意見の洗い出しを行いました。

上記のとおり、個別確認作業、ヒアリングの実施、並びに委員会での討論を通して、補助金全体のあり方について審議・検討を行った結果を意見書として取りまとめましたので、提言します。

II. 補助金の現状と課題

本検討委員会における審議及び各検討委員の分析調査により、浮き彫りとなつた補助金の現状と課題について、以下のとおり整理し、指摘します。

最初に、補助金の現状と課題を考察するにあたつての、根幹となる観点として、「公益性・公共性」「公平性」「効果性」「適格性」の4点を示した上で、その後に、関連する各個別の論点を指摘することとします。

1. 公益性・公共性

地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているように、全ての補助金には公益性・公共性の確保が必要です。

本検討委員会においては、全補助金の点検一覧より、公益性の点数が低かった補助金について、優先的にヒアリングを実施することにしました。

各補助金における個別具体的なヒアリング結果は、次項の「III. 佐倉市における各補助金に対する意見」に記載しますが、公益性・公共性の観点から、「補助目的・意義・内容・使途」等について、妥当であるかどうかを、社会的必要性の観点をも含めて検討する必要があります。

2. 公平性

補助事業は公金の投入である以上、補助金は広く公平性が求められます。「住民全般に対して公平な制度であるか」、「特定の団体や特定の事業者に補助が偏向していないか」、「他の制度との整合性やバランスは取れているか」等、社会的扶助の観点をも含めて、確認・見直しをしていくことが重要です。

3. 効果性

補助金が施策目的を実現するための効果ある制度となっているかどうか、あるいは実際に効果を挙げているかどうかの検証が重要です。

市の財政は、市税収入の減少傾向が続く一方で、福祉関連経費の増加が見込まれるなど、今後、財源不足の厳しい状況が推測されます。このことから、より効率的・効果的な行政運営が必要であり、補助金の交付についても、効果性の観点に基づき見直しを進めなければなりません。

4. 適格性

全ての補助金は当然ながら適格性を有していなければならず、「補助事業の適格性」、「補助対象者・団体の適格性」、「補助金額の妥当性」等の検証は不可欠です。

これは、佐倉市の補助金制度を統制している「交付基準」の課題、補助事業の実行、及び「検証作業とその結果」を「P D C A」のサイクルに的確に反映させ、適格性を保たねばなりません。

以上の主要な4つの総体的観点を踏まえ、関連する各個別論点として、以下のとおり課題を指摘します。

指摘した課題については、補助金全般に共通する指摘といえるものもありますが、個々の補助金に対する課題・意見は、次項の「III. 佐倉市における各補助金に対する意見」に記載することとします。

①. 補助事業の制度設計

(1) 補助対象事業・団体

(i) 補助対象の状況把握、及び分析不足

補助対象事業の内容について、今後の制度設計及び補助効果の検証等のために、より詳細な情報収集・情報分析を市行政側に求めます。把握が困難な場合もあるでしょうが、必要とする情報収集・分析ができているとは言い難い状況が見受けられます。

(ii) 活動実績が低迷している対象事業・団体活動

参加率・加入率の低い補助対象事業・補助対象団体が見受けられます。

このような活動実績の低迷が見受けられる団体においては、一般に、補助金の効果は低いと考えざるを得ません。

(iii) 他の制度・事業・補助金等との整合性

他の制度・事業・補助金、あるいは補助対象外とのバランス・整合性・公平性の視点を持つべきと考えます。

個別に分析調査した場合に問題が無いように見えても、他の制度、あるいは補助対象とならない団体や個人の状況などを勘案して分析・調査した場合には、他との整合性・公平性に精査・整理が必要と思われる補助金が見受けられます。これは主に工業、農業分野の補助事業に見受けられました。

(iv) 補助団体の自立性

補助金が交付されなくとも事業実施が可能であり、補助金交付の目的は既に果たされていると考えられる団体が見受けられます。過剰な補助金は、

団体の自立性を阻害することにもなりかねず、補助金交付の意義が問わされることになります。

(2). 補助目的・意義・内容・使途

(i) 目的・意義の明確性

補助金交付という市の意思決定は、市としての施策の意義に基づいて実施されるものです。従って、補助・助成の目的・意義は、公益性を担保するためにも、明確にされていなければなりません。

さらに、全ての補助金はその根拠及び目的が要綱や補助事業計画書などで明記されているべきものであり、その内容も市民に公表されているものであります。

しかし、補助・助成の目的・意義が、明確になっていないものや、補助金の交付の根拠及び目的の理解・把握が困難なものが見受けられます。

また、市の施策事業における各補助金の位置付けが把握できない場合、その個別補助金の全体を俯瞰しての評価・検討が難しくなる面があります。

(ii) 内容・使途の適正性

上記(i)に関連しますが、「補助内容が市の施策目的及び補助事業目的に則しているか」、「補助目的を達成するために最適な補助内容になっているか」、について分かりづらい部分があります。

また、補助金の具体的使途が見えにくい部分があります。このことは、上記(i)に記述した情報開示の課題に結びつくものと考えます。

(iii) 社会状況・時代の変化

補助制度発足時から長期間が経過している場合に、社会の情勢も変化し、それに伴い住民ニーズ・社会的要請も変化していることが考えられますが、この変化に対応していないと思われる補助金があります。

補助金の成果達成性という観点から考えますと、補助制度発足時の目標が既に達成されており、補助の意義が薄れてしまっているとも考えられます。

(iv) 交付実績

過去複数年にわたり、交付実績の無い補助金が存在します。

補助制度の存在意義はあるものの、予防的・事前設定的な性格により、たまたま事例が発生していない補助金も存在しますが、交付実績が無い原因の一つとして、補助制度が市民のニーズに合致していないと考えられる事例もあります。

(3). 目標値の設定

(i) 目的値設定の困難性

補助対象事業の見直しの根幹となる公益性等の観点から、目標値の設定は明確になさるべきです。全ての補助金においては、事業計画が作成され、目標値も設定されていますが、経済的・社会的弱者等に対する弁償的・扶助的性格をもつ補助金については、特定の目標値を設定することが不合理となる場合が存在します。

こうした補助金では、事業実施目標を数値として設定せず、文言によって表記しています。

しかしながら、一方では、客観的な目標値の設定が可能であるにもかかわらず、文言による表記のみしか記載していない事業団体が見受けられます。

(ii) 目標値の適正性

上記(i)に関連して、目標値が現実以上に高いもの、あるいは逆に現状追認で留まっている事業団体があります。適正性を備えた目標値の設定こそが、真の評価を可能とする達成率算出のために極めて重要なものであり、目標値設定上の課題であると言えます。

(iii) 施策目的と目標値の整合性

上記(2)-(i)「目的・意義の明確性」に関連しますが、市の施策目的と目標値が一致していないと思われる補助金があります。この場合、「施策目的実現のために効果的な補助となっているか」という判断が困難になり、施策目的に沿った目標値の設定は難しいが、何らかの目標は設定されているという状況も見受けられます。

(4). 補助金額の妥当性

(i) 金額妥当性としての目的・効果・根拠

全ての補助金額には、当然、算出根拠があるべきですが、金額設定理由の分かりづらい補助金があります。

市民に対する説明責任を果たすためにも、分かりやすい目的・効果・根拠等の説明が求められます。

また、効果性の観点から、少額の補助金においては、どれほどの効果があがっているのか、その必要性について検討が必要と思われるものがあります。

特に、対象事業費・補助団体運営費に占める補助金額の割合が小さい場合などは、効果性の観点から、補助金支出の意義に検討・見直しが必要と考えられるものがあります。

②. 交付基準

(1). 補助金分類

(i) 分類の区分・整理

現行の「補助金等交付基準」においては、補助金を7つの分類に区分しています。この7分類に基づいて、各補助金を分類・整理しようとした結果、補助金の内容・性格と、分類の区分が一致していないのではないかと思われるものがあります。

あるいは、一つの補助金に異なる分類区分の補助内容が混在していると考えられるものが存在します。

市が依頼する事務処理に対する報償的な支援は「交付金」として分類されている他、補助金の性格・内容に応じて、各分類がなされています。

「交付金」「弁償的・扶助的補助金」は所要額の補助が認められますが、それ以外の分類の補助金は補助率2分の1以内となる、といった違いが出てきます。

また、こうした補助金の分類に基づく交付基準の枠に適さないものが、次の(2)「別記1・別記2」の課題である例外規定を発生させる要因ともなっていると考えます。

(2). 別記1・2

(i) 別記の例外性

現行の「補助金等交付基準」においては、別記という形で、本来の基準の枠に適さないものが、特に例外として認められています。

なぜ例外規定となるのか、交付基準の課題として検討が必要になります。

(ii) 補助率2分の1超(別記1)

交付基準において、事業費補助に対する補助率は原則2分の1以内とされています。「補助金額の抑制」「補助団体の自立性確保」「事業者負担の責務」等の観点から、ある一定の補助率を設定することが必要で、それが2分の1という枠です。

しかし、施策の推進上、特に必要であると市が認めた場合、2分の1を超えて補助できるものが、別記1にあげられています。

補助金分類等の課題、あるいは金額の妥当性として検討し、整理する必要があると考えます。

(iii) 団体設立後5年経過以降(別記2)

団体の自立性を確保するため、交付基準では、運営費補助に対して、団体設立後5年を経過しないことが基準となっています。しかし、政策目標の達成に不可欠で、代替団体が他にないと市が認めた場合、団体設立後5

年経過以降も補助できることになっているものが、別記2にあげられています。

現在、補助金は3年間の時限措置ですが、見直し後も継続されているものが多いため、補助金交付が長期化しているものがあります。これについては、本来、個別の補助事業の計画時に見通しがつけられるものがあると考えます。

交付基準の設定上の課題、あるいはP D C Aサイクルの課題として、整理する必要があると考えます。

③. P D C A

(1). P D C Aサイクル全体

(i) P D C Aサイクル運用

補助金の進捗管理や見直しにあたり、当該補助金が、P(プラン・計画)、D(ドゥ・実行)、C(チェック・点検・評価)、A(アクション・処置・改善)のサイクルに沿った運用になっていなければ、課題点も不明確のままとなり、処置・改善も実効が上がらず、補助金が生かされないものになってしまいます。

現状においては、このP D C Aサイクルの運用には課題があるものと考えられます。

(2). P-プラン作成

(i) プラン審査

補助事業の計画段階においては、行政は補助期間全体の「補助事業計画書」「補助金等交付要綱(あるいは条例規則)」を定め、事業者・市民に明示し、一方、事業者・市民は補助事業にかかる単年度の「事業計画書」「交付申請書」を作成し、行政側へ申請することになっています。

その審査を行行政が実施しますが、厳格に運用されているか、課題があるものと考えられます。

(ii) 事業計画書の表記

上記(i)に指摘したとおり、事業計画書は事業者・市民に対して開示されているものですが、その内容は情報量が限られている等、一見いただけでは分かりにくい面があると考えられます。

(3). C-チェック

(i) 目標値と成果値のかい離

目標値と成果値のかい離しているものが見受けられます。

その要因として、先に記した「目標値の設定」に起因するものであるのか、実行に問題があるのか、あるいは状況の変化など住民ニーズの減少等によるものなのか、その原因分析がなされているのか等、不明な部分があります。

(ii) 成果報告書の表記

事業計画書と同様に、成果報告書は市民に対して開示されているものですが、その内容は情報量が限られている等、一見しただけでは分かりにくい面があると考えられます。

(iii) 成果のモニタリング

補助の成果に関して、その実績・効果のモニタリングが十分に実施されているかが課題として考えられます。

補助金の効果を数値化・可視化することが困難な場合もありますが、制度設計見直しの基礎データとして、モニタリングは必要なものと考えます。

(4). A-アクションへの反映

(i) 成果・実績チェックの改善措置への反映

現行の交付基準に記載されているマネジメントサイクルにおいては、PLAN（プラン・計画）、DO（ドゥ・実行）、SEE（シー・監視・評価）とされています。基本的にはPDCAサイクルと同義ですが、実効性あるマネジメントサイクルのための「A（アクション・処置・改善）」が区分されておらず、重視されていないようであること、現行の交付基準における「改善」としての「次年度の計画への反映・フィードバック」は事業者側に記載されていること等、行政としての改善反映措置が強く感じられない面があります。

④. 情報開示

(1). 透明性の確保

(i) 十分な情報開示

補助金においては、補助・助成という性格上からも、高い透明性の確保が求められます。

先に記してきたとおり、市民等への情報の開示は、事業計画書・成果報告書等で行われていますが、これまでに指摘してきた課題の解消のためには、有効かつ十分な情報記載が必要と考えられます。

III. 佐倉市における各補助金に対する意見

本検討委員会として実施してきたヒアリングの審議結果、及び各委員からの意見を集約した結果を、以下のとおり表記いたします。これは、これまでの議論の基礎データとなっているものであり、さらには今後の補助金のあり方に対する提言の前提となるものですので、各補助金見直しへの意見として個別に提言します。

1. 個別補助金のヒアリング結果

検討委員会においては、後記の方法で抽出した各補助金を所管する事業課の出席・説明を受け、会議の場において質疑・討論を行い、委員会としての意見を以下のとおり取りまとめました。検討委員会の意見に沿い、今後の補助金の見直しにあたることを求めます。

継続維持と認められた補助金についても、単に継続をするのではなく、検討委員会意見を前提条件とした上での継続維持と認められていることに留意し、今後の見直し・検討にあたることを求めます。

| No | 補助金名称 | 委員会の指摘する課題点等 | 委員会意見 |
|----|--------------------------|---|---|
| 6 | 佐倉市チャイルドシート購入助成金 | 制度開始から10年が経過し、市内では着用普及が確認されている。 補助金の有無による着用普及への影響はないと思われる。 自動車利用者のみへの補助となり、公平性に疑問がある。 | 啓発目的であったが、法施行後年数が経過し、補助金の有無による普及率には影響ないものと考えられる。 委員会としては、上記意見により、「廃止（即時）」すべきものとする。 なお、廃止にあたっては、十分な周知期間を設けること。 |
| 24 | 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分） | 福祉ニーズ・団体の存在意義は高いと認められる。 実施事業の公共性の高さは認められるものの、事業に対する外部評価の実施などはなされていないと考えられる。 社会福祉協議会以外の福祉団体・NPO団体も増えてきていると考えられる。 特に人件費補助においては、補助内容の透明性が課題である。 | 人件費補助においては、委託事業や事業費補助への移行も検討し、また市職員の給与レベルとの比較検証の上、必要な是正を行うべき。 社会的意義が高いだけに、また、金額が大きいことから、より高い透明性が求められる。情報公開に努められたい。 また、他の福祉団体の存在を勘案し、公平性についても検討されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 25 | 佐倉市遺族会補助金 | 公的な事業への支出である必要がある。 | 補助目的を公益性・公共性の観点から、再考されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 42 | 佐倉市母子寡婦福祉会補助金 | ひとり親支援施策として、補助内容が時代・社会的な課題に合うよう枠組み、計画の見直しが必要。 母子寡婦福祉会への参加者が、全体の割合からして少ない。 | 公益性の高い補助となるよう、「ひとり親支援」とするなど、課題を整理し、補助対象を見直す必要がある。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |

| No | 補助金名称 | 委員会の指摘する課題点等 | 委員会意見 |
|----|---------------------|---|---|
| 57 | 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金 | 事業振興のための補助と災害対応としての補助との異なる性格が混在している。 農家の経営状況は要件にはない。 農家以外の産業とのバランス、金額の妥当性・効果、補助の必要性について、再検討が必要。 | 補助分類については再考を要する。 農業振興策としての方向性か、災害対応救済補助としての方向か、市の方針を明確にすることが必要であり、補助目的を明確にし、全産業から見たバランスを取るという視点が必要である。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 58 | 佐倉市植物防疫事業補助金 | 個人で農薬散布をしている人への補助はない。 全農家のうち、利用率が低い。薬剤費等、生産コストである。 | 利用率が低い原因を分析すべきである。 これ以上のインセンティブを与えると申請者が増えないのであれば、補助の廃止という判断もあり得る。補助金なしで防疫協会の自力で実施した際でも、ラジコンヘリの方がコスト減になるか、ラジコンヘリでの防疫に誘導していくという論理が通用するか等、再検討すべき。 委員会としては、上記意見により、「継続（縮小）」すべきものとする。 |
| 68 | 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金 | 一般的には事業者の責任コストである。 漁業に対する振興支援（補助事業）は他にはない。 関係各市町との協調が必要。 | 印旛沼環境保全という観点から、漁協の協力及び関係各市町との調整の上、佐倉市の方針を定める流れを整理し、内容について検討されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 70 | 佐倉商工会議所事業補助金 | 法に基づく組織団体であり、公益性が認められ、市にかかわる事業でもあり、補助金の分類区分を見直すべき。 会員加入率が低いので、加入者の増加が求められる。 | 市の施策的にも存在意義が高いだけに、財政支援は必要であろうが、補助金への依存体質とならないよう、財政上の他団体とのバランスを踏まえて精査することと透明性の確保が必要であり、商工会議所の自助努力をも求められたい。 さらには、課題である会員数の増加が必要であり、加入率が50%以下である原因分析も含め、加入率の上昇に努めるべき。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 71 | 佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金 | 農業・商業等、全産業の中で、工業団地連絡協議会への補助が適切か検討すべきである。 工業団地エリアにおける環境対策、産業連携、安全面の意識向上などの重要性はある。 | 工業団地内における廃棄物処理や災害対応等の連携など、安全性向上、環境改善等、具体的な条件・目的を示した制度設計変更の検討を行うことが必要。 行政効果を高める関係構築に結び付ける運用とすべき。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 72 | 佐倉市中小企業資金融資利子補給金 | 中小企業においては、必須ともいえるものではある。 農業を含めた全産業を見て、他制度にも留意する必要がある。 利子補給した結果、あるいは利子補給終了後の、企業の存続・自立が課題。 適正な審査が必要。 | 千葉県信用保証協会の審査が適正であるよう、協会とも連携し、過剰融資とならないよう、留意すべき。 制度の拡大・縮小については、経済状況に応じて判断されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |

| No | 補助金名称 | 委員会の指摘する課題点等 | 委員会意見 |
|----|----------------------|--|---|
| 73 | 佐倉市企業誘致助成金 | <p>助成に対しての市税歳入増の効果がある。</p> <p>自治体間競争の厳しい制度である。</p> <p>企業誘致という目的達成のため、資金面のみならず、インフラ整備等、行政の親身な支援体制が必要であり、さらには誘致後の企業立地存続の関係性構築が必要。</p> <p>目標値1社であるが、企業規模により、同じ1社でも補助額・効果額には大きな差がある。</p> | <p>政策目的のもと、過剰支出とならないよう、地域経済への還元をモニタリングすべき。</p> <p>企業誘致と地元雇用の課題があり、目標値において、誘致企業数に加えて地元雇用者数の設定を見直すべき。</p> <p>緑化推進など複数のメニューがあるが、(評価する市民に見えやすくするためにも)立地目的なら立地補助と、シンプルにできないか、雇用、(緑化)低炭素についても同様で、目的ごとに明確な補助金にするなど、モデルチェンジを検討されたい。また、事業所集合地域内、工業団地内等の保育施設への補助金も検討されたい。</p> <p>委員会としては、上記意見の上で、「継続(維持)」を認めるものとする。</p> |
| 75 | 佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金 | <p>交付実績が2件のみで、1件当たり15万円で、少額である。</p> <p>県指定を受けた伝統的工芸品のみを対象としているため、限定的である。</p> | <p>伝統工芸保護に対する佐倉市の独自性が見えるようにすべき。歴史ある佐倉市の観光、伝統工芸後継者育成などの観点から、市独自の施策として政策的に打ち出し、発展的なことに支援できるよう、制度設計を質的に組み替えるべき。</p> <p>委員会としては、上記意見により、「継続(拡大)」すべきものとする。</p> |
| 76 | 社団法人佐倉市観光協会事業補助金 | <p>観光協会が、市の施策としての観光事業を推進するための受け皿であること、及び市の観光事業との連携した戦略が見える形での説明が求められる。</p> | <p>今後とも、補助事業成果・データをしっかりとモニタリングすべき。確度の高い観光統計等、裏付けを取った形での事業継続が必要である。</p> <p>委員会としては、上記意見の上で、「継続(維持)」を認めるものとする。</p> |
| 79 | 佐倉市認定職業訓練運営事業補助金 | <p>交付先への助成意義を明確にすべき。</p> <p>佐倉市では訓練科目が木造建築のみとなっている。</p> <p>関与者少数への補助である。</p> <p>千葉県からの補助金支出が存在する。(県の補助制度意義(あるいは補助要請)との兼ね合いもある。)</p> <p>入校後の途中退校者、あるいは若年者の入校者数の少なさという課題がある。</p> | <p>補助目的と社会状況・時代との要請が合致しているか、職業訓練に対する市や県の補助の目的・考え方などについて、県と協議を行い再考し、いったん廃止とするとの検討見直しも必要である。</p> <p>継続の場合は、広報啓発活動による若年者の加入増を期待し、意欲ある人に絞った形をも検討されたい。</p> <p>委員会としては、上記意見とする。</p> |
| 80 | 佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金 | 中小企業支援施策として必要であると認められる。 | <p>過剰支出とならないよう、事業対象の情報を正確に把握すべき。</p> <p>委員会としては、上記意見の上で、「継続(維持)」を認めるものとする。</p> |
| 82 | 介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金 | 交付実績額が無い。 雇用機会拡大としての目的に対する、補助制度設計に課題がある。 | <p>平成21・22年度は実績が無いため、市民ニーズと雇用拡大という施策目的に合致し、実績が挙がる補助制度となるよう、制度設計を見直すべき。</p> <p>委員会としては、上記意見とする。</p> |

| No | 補助金名称 | 委員会の指摘する課題点等 | 委員会意見 |
|-----|-----------------------|---|--|
| 92 | 私道移管助成金 | 私道の現況数値についての把握が困難な面があるが、道路の安全面などから、公道として管理すべきものは市道となることが望ましい。 | 公共に資する道路かどうか、市道への移管が適正なものであるよう、運用において過分な支出とならないよう留意すべき。 補助額の拡大・縮小については、申請状況に応じて対応されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 97 | 佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金 | 県立高校の本来運営業務経費と、経済扶助的支援経費とがある中で、当該振興会への補助が存在している。 学校に対する補助と、生徒活動に対する補助とが混在している。 定時制高校と全日制高校との違いと補助のバランスが大切である。 | 全日制高校とのバランス及び、本来運営業務経費・経済扶助的支援経費・当該振興会への補助金との整理を行い、補助の目的・対象事業・効果を明確にすべき。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 106 | 将門地区社会教育団体育成事業補助金 | 補助対象経費が研修会参加経費である。 | 公益性の高い部分に補助すべきであり、補助事業が市への還元につながるよう、補助事業の意義を整理し、支出方法・内容について検討されたい。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 109 | 佐倉市体育協会補助金 | 大会派遣費補助が一律額補助として支出されているが、交通費実費を補助しようとするものか、交通費相当額として補助しようとするものなのか、補助の趣旨が不明確である。 | 大会派遣費補助に関しては、補助分類が適正か、補助目的と補助内容との整合性を再検証し、市の補助意図を明確化すべき。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |
| 113 | 千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金 | 平成 12 年度から 10 年以上にわたり、交付している。 健康に資するほか、観光・文化という面もあり、実績数も目標値を超え、増加しているが、事業費に対する補助額の割合が小さい。 | 本大会は補助金がなくても実施できる事業と判断でき、市との共催の意味合いが認められないことから、民間で十分実施できるものは、民間に任せるべきである。 委員会としては、上記意見により、「廃止（段階的縮小）」すべきものとする。 |
| 114 | 佐倉市水洗便所改造資金等助成金 | 複数年以上、交付実績が無い状況である。 (改造費用の金融機関からの借入に対する利子補助であるが、数十万から 50 万円程度の工事費で、借入してまで工事を実施するケースがない。) | 平成 21・22 年度は実績が無く、市民のニーズに合致していないと考えられる。利子補給だけではなく、貸付制度設立への変更をするか、むしろ下水道普及促進という目的をさらに推進するための補助金制度となるよう、廃止後の制度設計については、「佐倉市水洗便所改造奨励金」と合わせて制度設計を再検証すべき。 委員会としては、上記意見により、「廃止（即時）」すべきものとする。 |
| 115 | 佐倉市水洗便所改造奨励金 | 下水道における全体計画が存在し、普及率・水洗化等は把握できるものの、今後将来において対象となるべき戸数については把握が困難な面があり、少額の奨励金額での効果を検討すべき。 | 下水道普及促進という目的に対しての補助金制度となるよう、制度設計について、「佐倉市水洗便所改造資金等助成金」の廃止と合わせて、再検証すべき。 委員会としては、上記意見の上で、「継続（維持）」を認めるものとする。 |

※上記ヒアリング事業の抽出にあたっては、以下の方法により 2 3 件を選択しました。

①最初に、7 つの補助金分類の中から、優先的に議論すべき分類として、「分類 3」と「分類 4」を選択しました。

※既存の全補助金は、その性格ごとに以下の 7 つに分類されています。

(分類 1) 市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)

(分類 2) 市との連携により実施する事業への財政支援

(行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)

(分類 3) 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)

(分類 4) 啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)

(分類 5) 特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援

(分類 6) 一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの)

(分類 7) 市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの

この 7 分類のうち、「分類 1・2 は、市の施策的判断が強い」、「分類 5・6 は、弁償的・扶助的性格である」、「分類 7 は市民からの提案による事業の支援である」といった理由から、「分類 3・4」において、委員会としての議論すべき要素が多いと判断したためです。

②補助金における公益性の観点の重要性から、補助金点検結果において、公益性の点数が低かった（12 点満点で 6 点以下の）補助金を抽出対象としました。

③国や県の制度と結びついている事業は、市単独で実施する事業よりも議論の余地が比較的狭まるため、ヒアリング対象からは原則外すことにしました。

④予算額が 0 の補助金についても、ヒアリング対象からは外しました。

⑤現在の補助金等交付基準において別記 1・別記 2 として掲げられている補助金については、交付基準の例外として認められているものであるため、議論の必要性が高いと判断しました。

⑥上記⑤における別記 1・別記 2 の補助金の中から、人件費補助がある補助金 3 件（社会福祉協議会・商工会議所・観光協会）を選択しました。

⑦上記⑤における別記 1・別記 2 の補助金の中から、上記⑥の 3 件に加え、上記①で優先して検討すべきとした「分類 3・4」のうち、補助金支出額の高い 1 件（体育協会）を選択しました。

2. 個別補助金(ヒアリングを実施しなかった事業)に関する意見

前記が、本検討委員会としてヒアリングを実施した事業ですが、ヒアリングを実施しなかった事業については、委員会審議当初（5月～6月）に1回、及び意見取りまとめのために委員会終盤（10月）に1回、計2回にわたり各委員が分担して点検・分析・調査をした結果、並びに各委員が委員会審議過程において自ら検討する中で、課題と意見等を有したものについて、以下のとおり取りまとめたものです。

なお、ヒアリングを実施した事業での審議・検討は、事業課による直接の説明を受けた上での議論でしたが、ヒアリングを実施しなかった事業における以下の表においては、資料や事務局との質疑応答等に基づく各委員からの意見を集約したもので、議論を通じて委員会の総意となつたものではありません。

ただし、各委員の意見の中において、縮小・廃止を含む考え方の意見など、特に審議を要すると委員会において認めるものについては、委員会の場において審議を実施しましたので、当該補助金については「審議」の欄に「○」の記号を付して、区別をしています。

以下の表は各委員の意見集約の結果として、ヒアリング実施事業における意見とは区別されるべきものですが、補助金検討委員会における補助金全体の検討・見直しという目的意義のため、並びに今後の検討見直しの際に活用されることを求め、意見書に組み込むこととしたものです。

※ 意見内容で分類していますので、複数回記載されている補助事業があります。

| I. 補助事業の内容全般に関する意見（26件） | | | |
|-------------------------|--------------------------------|--|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 4 | 佐倉交通安全協会 佐倉市支部長連絡 協議会補助金 | 運営費補助の別記2（交付基準における運営費補助・団体設立後5年を経過）に該当するか検討を要する。 | |
| 5 | 佐倉市交通安全 母の会事業補助金 | 運営費補助の別記2（交付基準における運営費補助・団体設立後5年を経過）に該当するか検討を要する。 | |
| 10 | 佐倉市自主防災 組織活動助成金 | 設立補助を受けた団体の次年度以降の活動実態が明確でない。大規模災害発生時の初期対応は居住地近隣の自主防災組織に頼らざるを得ないことが判ってきているため、組織化、活性化が急務と考えられる。実効性のある補助金とする良い機会とし、補助金制度の改善が必要。また、対象事業費、補助率1/2について明確化すべき。 | |
| 18 | 佐倉市地域まちづくり協議会事業 交付金 | 協議会設立数が伸び悩んでいる状況であるため、市民側への啓発、市からの指導育成が必要。今後の市民活動の取り組む方向であるため、継続すべき。 | |
| 19 | 佐倉市民憲章推進 協議会交付金 | 市が依頼する事業であり、妥当と考えられるが、市民憲章推進をうたっているものの、条例は存在しない。市民から見て活動がマンネリ・低調であり、活動の活発化を求める。 | |
| 20 | 市民提案型協働 事業助成金 | 実績が低調だが、今後は伸ばすべき事業である。さらに積極的に啓発・育成するか、市民側の意欲等の向上を長期的に醸成するかの岐路にあると考える。 | |

| I. 補助事業の内容全般に関する意見（26件） | | | |
|-------------------------|-------------------------------|--|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 21 | 佐倉市共聴施設整備事業費補助金 | 本事業に対する国庫補助金の全額を充当することで完結しているため、役目を終えた補助金と判断し、廃止するものである。 | ◎ |
| 26 | 佐倉市鉄道駅バリアフリー化整備事業補助金 | 事業者と連携し、利用頻度・必要性に見合ったバリアフリー化を整備してゆくことが望まれる。国・県の補助が無い場合でも実施していくのか、市の方針を明確にすべき。 | ◎ |
| 43 | 佐倉市民間保育園運営費等交付金 | 公立と同等の保育環境が民間においても求められているため、公立民間の保育環境の格差が生じないよう、拡充を検討すべき。 | |
| 44 | 認可外保育施設運営費等補助金 | 待機児童の預け先としても市民ニーズがあり、保育園入園要件に合致しない児童の受け入れ先としても拡充を検討すべき。 | |
| 52 | 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金 | 生ごみ減量化促進の方策として、継続維持が望ましいが、この事業にどれだけの効果が期待されるか、生ごみ削減のための方策を含めた検討が必要と考える。 | |
| 55 | 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 | 補助金の交付先は申請した個人とするべきではないか、申請手続きが煩雑で農業者に負担であるとすれば、金融機関が申請代行する方法等を検討されたい。 | |
| 56 | 農業近代化資金利子補給金 | 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金と補助金率は異なるが、両制度の目的の違いが不明瞭である。目標値の人数は達成しているが成果額は計画に対し少ない。農業に関する補助金は多く存在するが、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金との一本化ができないかなど、全体を整理しての統合を含めた検討をされたい。 | ◎ |
| 69 | 佐倉市商店街街路灯等維持管理費補助金 | 事業目的、補助金額、年度成果は妥当であると考えられるが、照明コストの削減を目標とした設備更新を促進させるよう、新たな補助金の設置の検討も必要。 | |
| 74 | 街中にぎわい推進事業補助金 | 補助金の交付団体が特定の団体に限られており、他の地区との均衡が疑問である。町の活性を上げ、人口の増加を図るため、拡大の方向についても、検討が必要である。 | |
| 83 | 街灯管理費補助金 | 市民生活の安心安全確保のため、コストダウンを図りながら維持されたい。 | |
| 84 | 街灯設置費補助金 | 市民生活の安心安全確保のため、コストダウンを図りながら継続されたい。 | |
| 85 | 街灯修繕費補助金 | 照明コストの削減を対象とした設備更新を促進させるような、補助金枠の拡大をも検討されたい。 | |
| 87 | 佐倉市木造住宅補強改造工事補助金 | 東日本大震災以降、増加が見込まれ、枠の拡大についても検討が必要。 | |
| 89 | 佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進補助金 | 東日本大震災以降、増加が見込まれ、枠の拡大検討が必要と考えられる。 | |
| 94 | 雨水貯留浸透施設設置工事補助金 | 環境保全推進の意味から補助金の継続は理解できるが、政策の要点に沿って浸透施設推奨地域マップのような啓発、誘導の施策が必要と考えられる。 | |
| 104 | 佐倉市私立幼稚園就園奨励費補助金 | 対象とする保護者の経済状況を十分に審査の上、実施されたい。 | |

| I. 補助事業の内容全般に関する意見（26件） | | | |
|-------------------------|-------------------|---|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 107 | 佐倉日蘭協会助成補助金 | 毎年、イベントをするだけでなく、イベントを通じて構築された人脈や知見を活用して、経済や観光面への効果を創出するよう、市側が強く誘導し、メリハリのある事業創出を図るべき。本事業は毎年目的と意義を見直すとともに、内容も改善を図ることとし、マンネリ化することは避けるべき。 | |
| 108 | 文化財保存事業補助金 | 小中学校の授業との連携により、地域の伝統文化の教育にも活用することを望む。 | |
| 111 | 佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金 | 市との連携事業であり妥当と考えられるので、観光面、産業面の行事においてもこのマラソン大会との相乗効果を創出するための工夫を市としても積極的に講じていくべき。 | |
| 112 | 佐倉市運動広場管理運営事業補助金 | 稼働率、利用状況を十分に勘案し、運用をすべき。 | |

| II. 補助事業の分類における意見（12件） | | | |
|------------------------|----------------------|--|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 1 | 議員厚生事業助成金 | 補助金分類が交付金となっている。補助対象事業が、議員間の親睦と教養の向上となっているが、議員の福利厚生に限定し実施するなど、補助金分類の見直しを含め内容を再検討すべき。 | ◎ |
| 2 | 政務調査費 | 交付金の分類に該当するのか見直しが必要。また補助金の概念に含まれるものか、補助金の性格の明確化が必要。一般市民に対する補助金とは別の制度の下で実施することが望ましい。 | ◎ |
| 3 | 佐倉市役所職員共済会補助金 | 職員共済会が地方公務員法を根拠とする福利厚生・元気回復事業の実施主体とし、市が委託する事業とし、交付基準（分類）を見直すことも検討すべき。補助率が1/2以上である、食堂事業等と他の事業の経費を明確に示すべき。市職員の福利厚生事業として活発に発展させる視点が必要である。 | |
| 16 | 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金 | 地域住民の自治活動支援事業であり、市民自治の推進、市民協働事業の推進母体として必要な活動と認識できるが、市の依頼する内容と活動実態に見合った交付金となっていることが必要であり、自治会等自治振興交付金との整理・統合を含めた検討・見直しが必要である。 | ◎ |
| 17 | 佐倉市自治会等自治振興交付金 | 地域住民の自治活動支援事業であり、妥当と考えられるが、「自治会等が自主的に行う、加入者の連帶意識を醸成する事業、地域社会を活性化する事業、その他住民自治の振興を目的とする事業」が対象なら交付金にならないのでは。委託か奨励か公益事業への補助かなど、支出の方法・金額が適切か整理し、P D C A サイクルを運用し、活動実態に見合った補助となるよう、内容・規則の見直しと縮小も含めた検討をすべき。 | ◎ |
| 31 | 佐倉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金 | 分類区分は、他補助金の分類との整合性から、「市との連携により実施する事業への財政支援」分類2とするか検討を要する。 | |
| 37 | 佐倉市高齢者クラブ補助金 | 交付基準別記1・2の取り扱いとならないような、分かり易い補助基準分類が必要である。 | |

| II. 補助事業の分類における意見（12件） | | | |
|------------------------|-----------------------|--|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 38 | 佐倉市シルバー人材センター補助金（運営費） | 事業の活性化が望まれる。交付基準別記1・2の取り扱いとならないような、分かり易い補助基準分類が必要である。 | |
| 39 | 佐倉市シルバー人材センター補助金（事業費） | 運営費補助と事業費補助とを明確に仕分け、個別に管理することが望ましい。 | |
| 60 | 佐倉市農業環境対策事業補助金 | ①廃プラスチックの処理と②機械・設備等の購入及び土壤診断は性格が異なっているように考えられる。県付き補助金の対象である別表第2の事業以外は市の単独補助金であるが、別表第1の環境にやさしい農業推進対策事業と、災害処理事業は性格が異なり、分類を変えて実施すべき。災害処理事業は、分類5として実施すべきであり、このことにより交付基準別記1として例外的に認める必要が無くなると考えられる。 | |
| 65 | 佐倉市畜産総合対策事業補助金 | 国県の事業と市単独の事業が併記されているが、双方の事業は性格が異なり、ひとつの補助金としてまとめているのは不適当ではないか。内容の継続は妥当と考えられるが、補助金申請者は異なっていると考えられるので、別の補助金として再編することを検討されたい。 | |
| 77 | 佐倉・時代まつり事業交付金 | 分類1の交付金であれば所要額の全部を補助するところであるが、本事業は、祭りの実行委員会との共催であり、「市との連携により実施する事業への財政支援」分類2となるのではないか検討すべき。 | |

| III. 補助金額における意見（4件） | | | |
|---------------------|----------------------|---|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 7 | 佐倉市公共交通移動円滑化設備整備費補助金 | 高齢化社会・幼児連れの女性への対応として、必要な対策であるが事業者の負担が大きい面がある。市の方針を実行する上で、増額を図ることも検討すべき。 | |
| 8 | 佐倉市生活交通路線維持費補助金 | 事業者と連携を強め、維持・改善を図るものとして、効果的補助のあり方を検討して、より良き補助となるように検討する前提で増額も視野に入れるべき。 | |
| 22 | 佐倉市民生委員児童委員協議会交付金 | 委員1人4000円を上限としているのは業務から見て少ないのではないかと思える。他の市町村との比較で妥当かどうか、増額の必要性をも含めて検証すべき。 | |
| 103 | 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金 | 過剰な補助金支出とならないよう、十分に審査の上、実施したい。 | |

| IV. 目標と成果・実績における意見（12件） | | | |
|-------------------------|--------------------|---|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 3 | 佐倉市役所職員共済会補助金 | 目標に対する実績が低調である。H23年度の目標達成の具体案が見えない。食堂の一般市民利用実績は把握できていないのでは。目標の設定を再検討すべき。 | |
| 29 | 佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金 | 計画額・目標値に対し決算額・成果値が少ない。施設の人員ネックで利用者が少ないので、潜在利用者数が少ないので、原因を明確にして、適切な方策を探るべき。利用者数・実態に合わせた、計画縮小をも検討する必要がある。 | ◎ |

| IV. 目標と成果・実績における意見（12件） | | | |
|-------------------------|------------------------|---|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 39 | 佐倉市シルバー人材センター補助金（事業費） | 事業費補助額の割合は少ないと見られるが、成果値が明らかにされていないため、明確化すべき。 | |
| 51 | 佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金 | 22年度実績は0件であるため、制度の必要性等を再検証すべき。 | ◎ |
| 54 | 佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金 | 年度ごとの目標値に対し成果値が少なすぎるが、P D C Aが出来ているのか疑問のため、再検証すべき。 | |
| 55 | 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 | 年度ごとの目標値を毎年13人の農業者としている根拠が不明であり、理解しがたいため、明確にした上で、必要に応じた見直しを図るべき。 | |
| 62 | 佐倉市農業体験農園事業補助金 | 計画上の3箇所で27万円の支出ということは、1箇所9万円の零細補助金であり、存続の再検討が必要である。市民体験農園の利用状況はどうなのか。成果なしが続いているため、当該補助事業制度にはニーズがないものと判断されるため、廃止を含めて検討すべき。 | ◎ |
| 81 | 佐倉市障害者雇用促進奨励金 | 実績が無く、補助金の支給制度が、雇用促進に繋がっていない。現状に合せた対応（年次P D C A）もなされておらず、待ちの状態のみを継続しているのではないか。雇用機会減少の現状を踏まえ、制度改善が必要である。 | |
| 95 | 佐倉市土地区画整理事業助成金 | 予算・実績なしが続き、23年度も予算なしとなっている。条例に基づき補助金枠を継続しておくことが必要か。土地区画整理事業の見通しにより制度のあり方は変わるが、計画額0で現状維持されるものか、検討されたい。 | |
| 98 | 高等学校等奨学金 | 年度ごとの目標値と成果値（実績値）に乖離があり、生徒数の減少にあわせ、計画額を削減し実態に合わせることは出来ないか検討されたい。 | ◎ |
| 102 | 私立幼稚園災害共済給付加入補助金 | 加入率が目標値の10／10を達成していないため、その原因分析と達成のための方策が望まれる。 | |
| 105 | 佐倉市成人教育活動助成補助金 | 児童生徒の健全育成のための、市との連携事業であるが、目標値はパトロールのみであり、事業の実態が見えない。事業実態に合せた運用管理を行うことが継続の要件と考えられる。 | |

| V. 情報提示における意見（31件） | | | |
|--------------------|------------------------|---|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 4 | 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金 | 活動が市民に見えていている部分もあるが、実際に活動している会員数はどのくらいなのかなど、活動の実態が見てこない部分があるので、活動内容の可視化が望まれる。 | |
| 5 | 佐倉市交通安全母の会事業補助金 | 活動は少ない補助金で献身的に行われているが、活動内容の可視化が望まれる。 | |

V. 情報提示における意見（31件）

| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
|----|--------------------------------|---|----|
| 22 | 佐倉市民生委員 児童委員協議会 交付金 | 市が依頼する事業であり、県付き補助の要件となっているため、妥当と考えるが、「自立支援に関する研修会（年1回実施）」及び「職務に関する連絡調整会議（月1回）」への参加率など、客観的効果を報告書に記載するよう要望する。 | |
| 27 | 佐倉市社会福祉 施設整備事業 借入金元金補助金 | 補助対象団体数のみではなく、補助対象人数（佐倉市民）、実際の活動内容等を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 28 | 佐倉市社会福祉 施設整備事業資金 利子補給補助金 | 補助対象団体数のみではなく、補助対象人数（佐倉市民）を報告書に記載することを要望する。実際の活動内容を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 30 | 佐倉市障害者グル ープホーム運営費 等補助金 | 市との連携事業であり、妥当と考えるが、より具体的な成果数値等、客観的効果を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 32 | 佐倉市通所サービ ス利用促進事業 補助金 | 県付き補助金の要件として、市の裁量の余地がないが、業者あたり300万円上限があるものの、利用者1人あたりの年間補助金額は143千円と高額であり、算出根拠は明確にすべき。 | |
| 33 | 佐倉市民間心身障 害者施設整備事業 補助金 | 佐倉市民への効果に対するより明確な説明のため、補助対象人数のうち、佐倉市民数を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 34 | 本人活動支援事業 補助金 | 障がい者が地域で生活し、活動の場を広げられるよう、地域が支援することが求められている。補助対象団体数のみではなく、補助対象人数（佐倉市民）、実際の活動内容等を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 35 | 佐倉市社会福祉 施設整備事業 借入金元金補助金 | 佐倉市民への効果に対するより明確な説明のため、補助対象施設数のみではなく、補助対象人数（佐倉市民）を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 36 | 佐倉市社会福祉 施設整備事業資金 利子補給補助金 | 佐倉市民への効果に対するより明確な説明のため、補助対象施設数のみではなく、補助対象人数（佐倉市民）を成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 38 | 佐倉市シルバー 人材センター 補助金（運営費） | 運営費補助額の透明化が必要であるため、情報開示の透明性の確保に努めるべき。 | |
| 51 | 佐倉市地下水汚染 に係る浄水器設置 費補助金 | 成果報告書「年度ごとの成果値」記載が、H21年度66、H22年度0となっているが根拠・原因等が不明確であり、実効性が低いため、課題をどのように解消していくかを検討し、報告書に記載することを要望する。 | ◎ |
| 52 | 佐倉市生ごみ減量 化促進事業補助金 | 生ごみ排出量の減量率が効果ありと言えるのか不明確である。課題をどのように解消していくかを検討し、成果報告書に記載することを要望する。 | |
| 53 | 佐倉市合併処理 浄化槽設置事業 補助金 | 市全体での達成効果を明確にするため、補助対象者に対する達成度を成果報告書に記載することを希望する。 | |
| 54 | 佐倉市合併処理 浄化槽維持管理費 補助金 | 目標値と成果値との乖離があるため、課題をどのように解消していくかを検討し、成果報告書に記載することを要望する。 | |

V. 情報提示における意見（31件）

| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
|----|------------------------|---|----|
| 55 | 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 | 利子補給事業が多数あるため、なんらかの一覧性を持たせる必要がある。また、農業者の経営状況との関係も明らかにする必要がある。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 56 | 農業近代化資金利子補給金 | 利子補給事業が多数あるため、なんらかの一覧性を持たせる必要がある。また、農業者の経営状況との関係も明らかにする必要がある。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | ◎ |
| 59 | 佐倉市水田農業構造改革事業補助金 | 農業補助金が多数あるため、なんらかの一覧性を持たせる必要がある。市単独補助金額が大きく、要綱別表1、2の項目に沿った内訳の説明が必要である。個人で最高750千円の補助を受けているが、その場合も1/2の補助率なのか、農業者に対する補助金は大きく、補助金内容を可視化し、他事業との公平性が理解されることが必要である。また、農業者の経営状況との関係も明らかにする必要がある。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 60 | 佐倉市農業環境対策事業補助金 | ①廃プラスチックの処理と②機械・設備等の購入及び土壤診断は性格が異なっているように感じられる。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 61 | 佐倉市農産園芸総合対策事業補助金 | 個人に対して、44,000円から275万円までの範囲にわたっており、公平な配分がされているかどうかの説明が必要である。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 62 | 佐倉市農業体験農園事業補助金 | 市民体験農園の利用状況はどうななどの説明を含めて、農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 63 | 佐倉市耕作放棄地対策事業補助金 | 計画書・成果報告書等の説明が不十分なので改善を望む。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 64 | 佐倉市畜産振興事業補助金 | 畜産農家本来の事業であり、補助する理由を明確にする必要がある。農業への補助自体は必要であろうが、当該分野における他の補助金との整合性について全体像が見えにくいため、情報提示を検討されたい。 | |
| 65 | 佐倉市畜産総合対策事業補助金 | 畜産農家本来の事業であり、補助する理由を明確にする必要がある。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報提示を検討されたい。 | |
| 66 | 北総中央用水土地改良区運営補助金 | 県付き補助であり、かつ広域連携の問題であるため、市単独では変更できないものであろうが、金額の根拠が不明である。農業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報開示を検討されたい。 | |
| 67 | 佐倉市林業振興事業補助金 | 林業者の本来の仕事であり、補助する理由、必要性の明確化を望む。林業への補助自体は必要であろうが、全体像が見えにくいため、当該分野における他の補助金との整合性について情報開示を検討されたい。 | |

| V. 情報提示における意見（31件） | | | |
|--------------------|-------------------|--|----|
| No | 補助金名称 | 各委員の指摘する課題と意見 | 審議 |
| 96 | 佐倉市消防団連絡協議会交付金 | 年度の事業目標値から見て本事業の主目的は団員数の確保にあると考えられる。会議費は具体的に何に支出しているのかなど、使途の具体的内容を見るようすべき。必要性は推測できるので、事業内容を明確にし、「佐倉市消防団連絡協議会が行う事業に要する費用」について具体的な記述を加筆するなど、市民が理解できる形にすべき。 | |
| 99 | 佐倉市学校運営費等交付金 | 交付額の85%はみどりの少年団育成協議会であるが、使途の具体性が見えにくい。支援内容を具体的に報告（特に緑化推進の内容が分かりにくい。）すべき。市からの依頼事業との位置づけであるかぎり、活動内容と補助金の使途はしっかりと報告されるべき。 | |
| 101 | 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金 | 国補助金支給の要件であり、妥当と考えられるが、年度ごとの目標値と成果値（実績値）に乖離がある。乖離の理由について明確にし、成果報告書において記載すべき。 | |
| 107 | 佐倉日蘭協会助成補助金 | 交流促進事業への参加者数だけが成果として報告されているが、参加者数の確保だけが事業目標ではないはず。補助金分類2「市との連携により実施する事業への財政支援」であるため、交流結果等の事業の広がり、発展方策を検討すべきであり、市の方向性を定め、活動内容・成果について詳細に成果報告書等に記載することが必要である。 | ◎ |

（当検討委員会発足後、新規に設立された補助金については、設立直後であり判断根拠データ等が不十分であることから、対象外としています。）

※対象外とした新規の補助金

- ・被災者住宅再建支援金事業補助金
- ・婚活支援事業交付金
- ・民間保育園施設整備費補助金
- ・起業支援事業補助金
- ・放射性物質対策事業補助金

IV. 今後の補助金のあり方へ向けて

最後にまとめとして、佐倉市の補助事業制度が、政策目的の実現に寄与する制度であり続け、より高い効果を発揮する制度となるよう、今後における望むべき補助金のあり方へ向けて、これまでに課題点として委員会が指摘してきた内容に対する方向性・方策として、以下のとおり提言します。

1. 補助事業の制度設計の再検証を

①補助対象事業・団体について

(1) 補助対象事業・団体のより詳細な情報収集・分析を

より的確で効果的な補助金の制度設計のためには、将来の増減見込みを含めた対象件数の把握や、その周囲を取り巻く環境のデータ収集及びその分析が今後さらに必要であると考えます。

さらには、対象事業・対象団体等においては、外部監査や外部評価が存在しないものも多いため、より厳格なチェック体制が求められます。

(2) 参加率・加入率の低いものについては、内容の充実を

補助の公益性・公共性及び効果を高めるためには、補助対象事業においては参加率の向上など、事業の活性化が必要です。また、補助対象団体においては加入率の向上など、組織の充実と事業の活発化が重要です。

この改善により市の施策実現性が高まることになるため、行政は一層の指導・啓発を実施すべきです。

(3) 他の制度・事業・補助金・補助対象外とのバランス・整合性・公平性を

補助金における公平性の観点から、他の制度・事業・補助金、あるいは補助対象外とのバランス・整合性を確保するためには、一つの補助金だけに限って考えるのではなく、各補助金の妥当性については、特定者に偏重した補助とならないよう、補助制度全体の枠組みの中で整理し、判断することが必要であると考えます。このためには、類似する補助制度を俯瞰的に捉えることができるような分類・表示・情報開示の検討を求めるものです。

(4) 補助金が無くとも自立的に事業実施可能なものは、民間へシフトを

本来、民間で事業実施可能なものは、民間で自立的に事業実施することを基本とすべきであり、補助することの意義が見いだし難くなったものについては、全面的に民間へシフトすべきであると考えられます。民間の自立した運営形態への移行に取り組むべきです。

②. 補助目的・意義、内容・使途を明確に

(1) 目的・意義は市の施策における位置付けを、より明確に

補助事業の公益性等を確保するため、目的・意義の内容は、より明確に示されるべきと考えます。市民への説明の場であり、外部チェック機能として有効に活用するためにも、要綱や事業計画書などで、より分かりやすく、かつ市の施策との整合性を明示するべきです。

(2) 補助内容は目的に沿っているか、使途は適正か、確認見直し・説明を

上記(1)に関連し、補助金は、市の施策目的と補助目的に沿った形で執行されなければなりません。かつ、補助金の使途が適正かどうかを市民から見えやすい形でチェックできるようにするためにも、事業計画書や成果報告書において使途を明示すべきです。

(3) 補助制度発足から長期経過したものは見直しを

時代の変化に伴い、補助金に求められる内容・目的・意義・効果の見直しを行うべきと考えます。補助目的を既に達成していて、これ以上の補助金支出の意義が見いだせない場合等においては、廃止を含めた見直しを行うべきです。なお、継続して実績がある補助金の廃止にあたっては、十分な周知期間を設けるなどの措置を行うべきです。

(4) 交付実績が無い場合は、廃止を含めた見直しを

交付実績が無い補助金は、まずはその原因を的確に分析すべきです。また、この分析結果を明確に開示することも重要であると考えます。原因を分析した上で、補助金の存在意義を精査・再検証し、意義が薄れているものは、廃止を含めた見直しを行うべきです。

③. 目標値の設定は適正に

(1) 市の施策目的に則した目標値設定を

市の施策目的に則した目標値を設定することが困難な場合もあるとは考えられますが、施策目的と目標値とが整合していない場合は、市の施策目的が実現できたかどうかの効果測定ができないことにつながり、補助金の効果性に疑義が生じる場合もあります。行政評価との連携・整合性にも留意し、的確な目標値設定の検証を求めます。

(2) 目標値の設定は適正な値を

目標値の設定いかんにより、達成率が大きく変わってしまうものであるだけに、P D C A サイクルを有効に機能させるためには、計画段階における目標値の設定は、目標達成率に影響を与えるということを十分に踏まえた上で、適正かつ厳正な値となるように十分に検討すべきです。

(3) 目標値の設定が困難な補助金への対応

弁償的・扶助的性格の補助金など、特定の目標値を設定することが不合理といえるものなどは、目標値ではなく想定値の設定とする等、適正な

対応が必要であると考えます。

目標値は例え設定が困難な場合であっても、当該事業の目指す客観的な数値目標として、極力設定することに努めるべきです。ただ、設定した目標値が、必ずしも適切であるとは限りません。当該事業のモニタリングに適さないと判断される場合は、新たな指標を設定するなど、見直しを行つて改善を図ることが必要です。

④. 補助金額の妥当性を明確に

(1) 金額の根拠・目的・効果を明確に

計画段階から、金額の根拠は客観的に示しておくべきです。補助目的との整合性を踏まえた形で明確にし、分かりやすい情報の開示を行い、透明性の確保にあたるべきです。

また、少額の補助金においては、当該規模で効果と必要性を担保できるかどうかについて再検証を行った上で、実施すべきです。

2. 交付基準の見直しに向けて

①. 補助金分類の見直しを

(1) 適正な分類整理を

補助金の内容・性格に沿った補助金の分類整理は、交付基準の基礎となり、補助率等の支出内容の統制に係るものであるため、実態に即した適正な分類が必要です。

一つの補助金に異なる内容・性格が混在している場合は、明確に整理し分類を分けて、補助事業計画書等においても、明確に示すべきです。

また、交付金の定義・区分判断等を含めて、現状の補助事業に合致した分類となるよう、必要に応じて分類を修正し再編成するなど、整理・見直しを図るべきと考えます。

②. 別記1・2の整理を

(1) 例外措置ではなく、本来の基準において整理を

分類区分の整理と分類別交付基準の見直し・再編成により、例外的規定ではなく、本来の基準において整理することを検討すべきと考えられます。

また、例外規定の発生は計画段階において見通せるはずであり、事業計画・成果報告の検証・対応を厳格に実施すべきと考えます。

(2) 補助率2分の1を超える補助金の整理を

補助が過剰となることを避けるため、補助・助成にあたっては原則として補助率を一定に制限することが必要になりますが、施策の推進上、政策

判断により補助額が事業費の2分の1を超える場合もあり得るものと考えられます。設定の可否は政策判断によるものですが、補助額が事業費の2分の1を超える場合は、その妥当性が理解できるよう、補助目的と実施内容との整合性を確保した上で、金額の根拠も含めて、明確に示すべきと考えます。

また、補助金額が事業費の2分の1を超える場合については、その必要性を再精査した上で、上記(1)に記したように、2分の1を超える補助金について、分類区分において明確にすることを検討すべきと考えます。

(3) 団体設立後5年経過以降となる補助金の整理を

補助金交付の長期化は既得権意識を醸成しやすいことから、3年間以内の時限措置としている現行の方策は妥当であり、ゼロベースという考え方を立って、見直しを検討すべきものと考えられます。

しかし、恒常的に実施すべき補助事業については、期間を区切った見直しよりも、毎年P D C Aサイクルをしっかりと運用していくという方向性も考えられます。

また、団体として自立することが困難で、かつ公共的必要性の高い活動をしている団体、国や県の政策と関連している団体、市の政策として行政と連携している団体等については、団体設立後5年経過以降も補助金を交付する必要性を再精査した上で、上記(1)に記したように、分類区分の再編成により明確にすることを検討すべきと考えられます。

3. P D C Aサイクルの運用を実効性あるものに

①. P D C Aサイクル全体を有効的に

(1) P D C Aサイクルを効果あるものに

課題点が浮き彫りになり認識されたとしても、認識に留まつていては、改善には結びつかないため、「課題」に対しての「対応・方策・管理値」を明確にし、進捗管理が通常業務として実施され、P D C Aサイクルが定常的に機能し、実効性のあるものとなるような工夫が必要と考えます。

②. P-プラン作成は厳密かつ分かりやすく

(1) プラン審査を厳正に

制度設計上の課題点を、計画段階から十分に審査をすべきです。

最初に点検シートの作成を行う等、改善策を図るべきと考えます。なお、点検シートを作成する場合にあたっては、補助金が有する多様な意義を偏りなく評価できるよう、現状の点検シートに公平性の観点、社会性の観点等を盛り込むなど、改善を検討すべきと考えます。

(2) 事業計画書は分かりやすく、かつ十分な情報を

プランの適正な設計のため、目的・使途・効果等を、事業計画書に簡潔明瞭かつ十分に明記すべきと考えます。市民への重要な説明機会であることを意識し、市民にとっても理解しやすい内容とするべきです。

③. C-チェック機能の強化を

(1) 目標値と成果値のかい離には原因分析を

目標値と成果値のかい離しているものは、その原因分析を行い、客観的な理由とその対策を示すべきと考えます。P D C Aサイクルを有効に働くためには、まずは課題の分析が必要です。

このようにモニタリングを重ねて経験知を蓄積することで、目標値の妥当性を向上させていくことができます。

(2) 成果報告書も分かりやすく、かつ十分な情報を

チェック機能の強化のため、明確、かつ十分な情報を成果報告書に載せることが必要です。上記(1)で分析された課題点等が市民に対して開示されることで、改善へ向けてのより強いチェック機能が働くものと考えます。

事業計画書と同様、成果報告書の内容全般についても、検討・見直しが必要です。

(3) 成果のモニタリングとその有効活用を

補助事業の実施状況、及び、補助効果を的確に把握するために、また、今後の制度設計を見直すため、補助実績・効果等のモニタリングを適時、実施すべきと考えます。

公金を支出した結果、どれだけの成果・効果があったのか、客観的なデータを裏付けに持ち、可視化することで、市民の理解にも寄与するものと考えられます。

さらに、P D C Aサイクルを運用する上での基礎資料として、有効活用されることが望されます。

④. A-アクションへの反映

(1) 改善措置へ強い実行力を

これまでに委員会意見として指摘してきました課題と方向性において、改善実行への高い意識・不断の努力・強い姿勢が市行政側に必要です。

成果・実績のチェックが適正に実施されたとしても、改善実行へ結び付かなければ、P D C Aサイクルは正しく働きません。

実効性ある改善措置へと向かう工夫策が必要と考えます。補助金交付基準で設定されている3年に1度の見直し時には、積極的な議論・検証を実施し、厳正に対処することが必要です。併せて、毎年の予算編成時及び

成果報告書の作成時においても、直近・最新の実績・状況を踏まえ、庁内での厳密な再検証に基づく改善措置が図られることを求めます。

4. 十分な情報開示を

①. 全ての補助金には透明性の確保を

これまでに指摘した課題点に対して共通することになりますが、市民へ向けての情報公開は、補助金見直しの重要な機会となります。

市民においてはより良い理解を得るための場となり、行政においては実効性の向上を後押しするものになると考えます。

今までに指摘したとおり、事業計画書・成果報告書等においては、より分かりやすく、十分な情報を開示し、高い透明性を確保すべきです。

特に人件費に対する補助については、公共性の高い事業を実施する団体への補助であることは認められますが、額の多寡や補助率の高低を問わず、団体を維持するための運営費補助を支出する行政側には、十分な説明を行う責任があります。補助金の交付先である団体においても、その原資が税金をもって賄われているということ、並びに公共性の高い事業を実施していることを十分に認識した運用を図るべきと考えます。

そのためにも、透明性の確保、並びに十分な市民への説明と理解を得るための努力を行うよう望みます。市職員の給料は条例及び予算等において定められ、議会の議決が必要となります。市の情報は情報公開等が規定されています。人件費の補助を受ける各団体においても、これらに準じた制度等の検討が必要と考えます。

まとめ

これまで、今後の補助金のあり方へ向けて、課題と意見を述べてきました。

社会の経済状況が厳しい現在では、市の財政状況もまた同様であり、このような中で補助金へ向けられる市民からの視点も厳しいものであると考えます。

こうした情勢を踏まえ、本補助金検討委員会においては、委員会開催当日の審議のみならず、委員会開催以外の時においても、各委員が検討作業を進めるなどして、一定期間での集中的な調査分析と検討議論を重ねてきました。

その結果として、本意見書をここに提言するのですが、共通的意見においては、全ての補助金に向けて指摘されたものと認識してください。

佐倉市の補助金がより効果的に政策目的の実現に寄与する制度として住民福祉の増進に寄与するため、市行政においては本意見書内容に基づき十分な検討を行い、着実に改善措置を実行されることを求め、より透明性の高い、より市民に理解される補助事業制度が構築されていくことを期待します。

[資料 1]

補助金検討委員会の審議経過

| 回 | 日時 | 審議内容 |
|-----|---------------------------------|--|
| 第1回 | 平成23年5月24日（火） 13時30分～16時10分 | ①補助金検討（概要整理） ②補助金等交付基準の見直しについて ③補助金の評価（方向性）について |
| 第2回 | 平成23年6月28日（火） 13時30分～15時50分 | ①補助金検討（各委員分担による各補助金事前確認結果からの審議） ②補助金等交付基準の見直しについて ③補助金の評価（点検シート）について |
| 第3回 | 平成23年7月26日（火） 13時00分～14時30分 | ①個別補助金の抽出について ②各補助金点検シート回答結果について ③補助金全般の検討について |
| 第4回 | 平成23年8月9日（火） 13時00分～16時05分 | ①事業課ヒアリングについて ②ヒアリング実施補助金の評価について ③補助金全般の検討について |
| 第5回 | 平成23年8月30日（火） 13時00分～16時20分 | ①事業課ヒアリングについて ②ヒアリング実施補助金の評価について ③補助金全般の検討について ④他の補助金のヒアリングについて |
| 第6回 | 平成23年10月5日（水） 16時30分～19時30分 | ①事業課ヒアリングについて ②ヒアリング実施補助金の評価について ③補助金全般の検討について ④ヒアリングを実施しなかった事業の評価について ⑤委員会としての提言に向けて ⑥補助金等交付基準の見直しについて |
| 第7回 | 平成23年10月19日（水） 17時00分～19時30分 | ①ヒアリング実施補助金の評価について ②意見書提言内容について ③ヒアリングを実施しなかった事業の意見の集約について ④意見書論点整理について ⑤意見書の内容・スタイルについて |
| 第8回 | 平成23年11月17日（木） 10時00分～12時00分 | ①意見書提言内容について |

平成23年度補助金点検一覧

[資料2] 補助金一覧（事業課による点検結果一覧）

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 当初予算額 (単位 千円) | 平成23年度 予算見込額 (単位 千円) | |
|-----|---------|--------------------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|----|--------|------------|------------|----------------------------|----------------------------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | 実績無 ・既存 | | | |
| 1 | 議会事務局 | 1 議員厚生事業助成金 | 交付金 | 1 - | 回 | 事業 | 0 | 0 | 事業 | 0 | 0 | 3 | 4 | 3 | 10 | その他 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| 2 | 議会事務局 | 1 政務調査費 | 交付金 | 1 - | 回・固 | 事業 | 0 | 0 | 事業 | 0 | 0 | 4 | 4 | 8 | 18 | 継続(維持) | 14,400 | 13,520 | | | |
| 3 | 総務課 | 2 佐倉市役所職員共済会補助金 | 補助金 | 2 - | 別記1 | 事業 | 6 | 1 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | 6,000 | 6,000 | | | |
| (3) | 総務課 | 2 佐倉市役所職員共済会補助金 | 補助金 | 2 - | 別記2 | 回 | 運営 | 6 | 1 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | - | - | | |
| 4 | 交通防災課 | 2 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | 800 | 800 | | | |
| 5 | 交通防災課 | 2 佐倉市交通安全母の会事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 3 | 1 | 事業 | 3 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | 80 | 80 | | | |
| 6 | 交通防災課 | 2 佐倉市チャイルドシート購入助成金 | 補助金 | 3 - | 回 | 事業 | 4 | 2 | 事業 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | 1,400 | 1,400 | | | |
| 7 | 交通防災課 | 2 佐倉市公共交通移動円滑化設備整備費補助金 | 補助金 | 3 国 | 回 | 事業 | 10 | 2 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | 1,555 | 1,555 | | | |
| 8 | 交通防災課 | 2 佐倉市生活交通線維持費補助金 | 補助金 | 3 - | 回 | 事業 | 10 | 2 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | 6,000 | 6,000 | | | |
| 9 | 交通防災課 | 2 佐倉市バス運行対策費補助金 | 補助金 | 3 国・具 | 回 | 事業 | 10 | 2 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | 0 | 200 | 200 | 200 | |
| 10 | 交通防災課 | 2 佐倉市自主防災組織活動助成金 | 補助金 | 3 - | 回 | 事業 | 8 | 2 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(拡大) | 640 | 520 | | | |
| 11 | 交通防災課 | 2 災害見舞金 | 補助金 | 5 - | 回 | 事業 | 12 | 2 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) | 200 | 200 | | | |
| 12 | 交通防災課 | 2 佐倉市災害被災者賃貸住宅助成金 | 補助金 | 6 - | 回 | 事業 | 10 | 2 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(維持) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 13 | 交通防災課 | 2 佐倉市災害予防・復旧工事資金利子補給補助金 | 補助金 | 5 - | 回 | 事業 | 8 | 2 | 事業 | 8 | 2 | 2 | 4 | 3 | 19 | 継続(維持) | 100 | 100 | | | |
| 14 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市地区集会所整備事業補助金 | 補助金 | 3 - | 回 | 事業 | 10 | 1 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | 26,880 | 24,280 | | | |
| 15 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市コミュニティ助成事業補助金 | 補助金 | 3 - | 回 | 事業 | 10 | 1 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 16 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金 | 交付金 | 1 - | 回 | 事業 | 10 | 1 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(拡大) | 746 | 744 | | | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 |
|----|---------|---|--------------------------|-----|----|-----|------------|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|--------|------------|--------|----------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | | |
| 17 | 自治人権推進課 | 2 | 佐倉市自治会等自治振興交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(拡大) | | 15,956 | 16,042 | |
| 18 | 自治人権推進課 | 2 | 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 10 | 1 | 2 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | | 4,800 | 4,800 | |
| 19 | 自治人権推進課 | 2 | 佐倉市民憲章推進協議会交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | | 2,500 | 1,500 | |
| 20 | 自治人権推進課 | 2 | 市民提案型協働事業助成金 | 補助金 | 7 | - | 国 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 3,000 | 886 | |
| 21 | 情報システム課 | 2 | 佐倉市共職施設整備事業費補助金 | 補助金 | 3 | 国 | 国 | 事業 | 6 | 2 | 4 | 4 | 4 | 20 | 廃止(即時) | | 0 | 0 | |
| 22 | 社会福祉課 | 3 | 佐倉市民委員児童委員協議会交付金 | 交付金 | 1 | 県 | 国 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | | 812 | 824 | |
| 23 | 社会福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（事業費分） | 補助金 | 2 | - | 国 | 事業 | 3 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | | 2,781 | 2,374 | |
| 24 | 社会福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分） | 補助金 | 2 | - | 別記1 別記2 | 国 | 運営 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 93,000 | 93,000 |
| 25 | 社会福祉課 | 3 | 佐倉市郷族会補助金 | 補助金 | 4 | - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 270 | 270 | |
| 26 | 社会福祉課 | 3 | 佐倉市鉄道駅バリアフリー化整備事業補助金 | 補助金 | 4 | 県 | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 32,185 | 0 | |
| 27 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金* | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 3 | 1 | 3 | 4 | 2 | 18 | 継続(維持) | | 901 | 901 | |
| 28 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉施設整備事業賃金利子補給補助金* | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 3 | 1 | 3 | 4 | 2 | 18 | 継続(維持) | | 89 | 89 | |
| 29 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金 | 補助金 | 2 | 県 | 国 | 運営 | 10 | 1 | 3 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | | 8,698 | 8,853 | |
| 30 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市障害者グループホーム運営費等補助金 | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 8 | 1 | 0 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 0 | 0 | |
| 31 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市知的障害者生活介護事業補助金 | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 8 | 1 | 0 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 0 | 0 | |
| 32 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市通所サービス利用促進事業補助金 | 補助金 | 2 | 県 | 国 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | | 12,000 | 13,000 | |
| 33 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市民間心身障害者施設整備事業補助金 | 補助金 | 3 | 国・県 | 国 | 事業 | 6 | 1 | 1 | 4 | 4 | 16 | 継続(維持) | 無 | 4,200 | 4,200 | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 当初予算額 |
|----|--------|---|-------|----|-----|------------|-----|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|--------|--------|------------|--------------|-----------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 実績 | |
| 34 | 障害福祉課 | 3 本人活動支援事業補助金 | 補助金 | 2 | | 国 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 19 | 継続(維持) | | 700 | 715 |
| 35 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金* | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 21 | 継続(維持) | | 7,318 | 7,337 | |
| 36 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金* | 補助金 | 3 | 県 | 国 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 21 | 継続(維持) | | 2,485 | 2,253 | |
| 37 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市高齢者クラブ補助金 | 補助金 | 2 | 国・県 | 別記1 別記2 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | | 4,318 | 4,207 | |
| 38 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市シルバー人材センター補助金（運営費） | 補助金 | 2 | 国 | 別記2 | 運営 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | | 9,600 | 9,600 | |
| 39 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市シルバー人材センター補助金（事業費） | 補助金 | 2 | 国 | 国 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | | 400 | 400 | |
| 40 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市民間社会福祉施設整備事業補助金 | 補助金 | 3 | 国 | 国 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | 無 | 0 | 0 | |
| 41 | 介護保険課 | 3 社会福祉法人による利用者負担の軽減実施に伴う助成金 | 補助金 | 6 | 県 | 国 | 事業 | 8 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | 無 | 30 | 30 | |
| 42 | 児童青年課 | 3 佐倉市母子寡婦福祉補助金 | 補助金 | 4 | - | 別記1 別記2 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | 17 | 継続(拡大) | | 90 | 90 | |
| 43 | 子育て支援課 | 3 佐倉市民間保育園運営費等交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(拡大) | | 208,399 | 240,881 | |
| 44 | 子育て支援課 | 3 認可外保育施設運営費等補助金 | 補助金 | 2 | - | 別記1 別記2 | 運営 | 10 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 22 | その他 | | 988 | 1,250 | |
| 45 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金（佐倉市ボーアースカワト・カワトス育成連盟） | 補助金 | 2 | 県 | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 18 | 継続(維持) | | 190 | 190 | |
| 46 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金（佐倉市青少年会育成連盟） | 補助金 | 2 | - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 18 | 継続(維持) | | 550 | 550 | |
| 47 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金（佐倉市青少年相談員連絡協議会） | 交付金 | 1 | 県 | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 18 | 継続(維持) | | 1,500 | 1,500 | |
| 48 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金（佐倉市青少年会育成市民会議） | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 3 | 18 | 継続(維持) | | 1,650 | 1,650 | |
| 49 | 社会福祉課 | 4 佐倉市就労推進協議会事業交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 | 23 | 継続(維持) | | 780 | 780 | |
| 50 | 健康新進課 | 4 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金 | 交付金 | 1 | - | 国 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 2 | 2 | 20 | 継続(維持) | | 47 | 45 | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|----|--------|---|----------------------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|----|--------|------------|--------|----------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | | | |
| 51 | 環境保全課 | 4 | 佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金 | 補助金 | 5 | - | | 個 | 事業 | 6 | 1 | 1 | 4 | 2 | 14 | 継続(維持) | | 100 | 100 | |
| 52 | 廃棄物対策課 | 4 | 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金 | 補助金 | 3 | - | | 個 | 事業 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 800 | 700 | |
| 53 | 下水道課 | 4 | 佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金 | 補助金 | 3 | 国・県 | | 個 | 事業 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 41,908 | 41,908 | |
| 54 | 下水道課 | 4 | 佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金 | 補助金 | 3 | | | 個 | 事業 | 3 | 1 | 1 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | | 8,500 | 5,000 | |
| 55 | 農政課 | 5 | 佐倉市農業経営強化資金利子補給事業補助金 | 補助金 | 3 | 県 | | 固 | 事業 | 3 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 2,053 | 1,548 | |
| 56 | 農政課 | 5 | 農業近代化資金利子補給金 | 補助金 | 3 | - | | 固 | 事業 | 3 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 353 | 246 | |
| 57 | 農政課 | 5 | 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金 | 補助金 | 3 | - | | 別記1 | 固 | 事業 | 6 | 0 | 3 | 4 | 4 | 17 | 継続(維持) | | 480 | 240 |
| 58 | 農政課 | 5 | 佐倉市植物防疫事業補助金 | 補助金 | 4 | - | | 固 | 事業 | 6 | 0 | 4 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | | 3,870 | 3,870 | |
| 59 | 農政課 | 5 | 佐倉市水田農業構造改革事業補助金 | 補助金 | 4 | 県 | | 固・個 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 継続(拡大) | | 10,180 | 14,930 | |
| 60 | 農政課 | 5 | 佐倉市農業環境対策事業補助金 | 補助金 | 3 | 県 | | 別記1 | 固 | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 3 | 18 | 継続(拡大) | | 1,204 | 1,204 |
| 61 | 農政課 | 5 | 佐倉市農産園芸総合対策事業補助金 | 補助金 | 3 | 県 | | 固 | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 2,900 | 6,555 | |
| 62 | 農政課 | 5 | 佐倉市農業体験農園事業補助金 | 補助金 | 3 | - | | 固・個 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 2 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 270 | 270 | |
| 63 | 農政課 | 5 | 佐倉市耕作放棄地対策事業補助金 | 補助金 | 4 | - | | 固 | 事業 | 8 | 0 | 4 | 4 | 2 | 18 | 継続(維持) | | 7,410 | 10,230 | |
| 64 | 農政課 | 5 | 佐倉市畜産振興事業補助金 | 補助金 | 3 | 県 | | 別記1 | 固 | 事業 | 8 | 0 | 4 | 4 | 3 | 19 | 継続(維持) | | 4,200 | 4,150 |
| 65 | 農政課 | 5 | 佐倉市畜産総合対策事業補助金 | 補助金 | 4 | 県 | | 別記2 | 固 | 事業 | 8 | 1 | 1 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | | 2,907 | 2,548 |
| 66 | 農政課 | 5 | 北総中央用水土地改良区運営補助金 | 補助金 | 4 | 県 | | 別記2 | 運営 | 3 | 1 | 1 | 4 | 3 | 14 | 継続(維持) | | 199 | 200 | |
| 67 | 農政課 | 5 | 佐倉市林業振興事業補助金 | 補助金 | 4 | 県 | | 固 | 事業 | 4 | 1 | 3 | 2 | 4 | 14 | 継続(維持) | | | | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成22年度 当初予算額 | (単位 千円) |
|------|-------|---|----------------------|-----|----|-----|------------|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|----|--------|------------|--------|-----------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | 実績維持 | | |
| 68 | 農政課 | 5 | 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金 | 補助金 | 4 | - | 回 | 事業 | 4 | 1 | 3 | 3 | 4 | 3 | 15 | 継続(維持) | | 350 | 350 | |
| 69 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市商店街路灯等維持管理費補助金 | 補助金 | 3 | - | 回 | 事業 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 20 | 継続(維持) | | 3,490 | 3,300 | |
| 70 | 産業振興課 | 6 | 佐倉商工会議所事業補助金 | 補助金 | 4 | - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 20 | 継続(維持) | | 12,550 | 12,550 | |
| (70) | 産業振興課 | 6 | 佐倉商工会議所事業補助金 | 補助金 | 4 | - | 別記2 | 回 | 運営 | 3 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 20 | 継続(維持) | | 22,950 | 22,950 |
| 71 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金 | 補助金 | 4 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 18 | 継続(維持) | | 515 | 520 | |
| 72 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市中小企業資金融資利子補給金 | 補助金 | 4 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 18 | 継続(拡大) | | 13,830 | 15,703 | |
| 73 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市企業誘致助成金 | 補助金 | 3 | - | 別記1 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 18 | 継続(拡大) | | 161,025 | 137,974 |
| 74 | 産業振興課 | 6 | 街中にぎわい惟進事業補助金 | 補助金 | 2 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 19 | 継続(拡大) | | 15,200 | 15,200 | |
| 75 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金 | 補助金 | 3 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 2 | 17 | 17 | 継続(拡大) | | 300 | 300 | |
| 76 | 産業振興課 | 6 | 社団法人佐倉市観光協会事業補助金 | 補助金 | 2 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 17 | 継続(維持) | | 10,391 | 11,376 | |
| (76) | 産業振興課 | 6 | 社団法人佐倉市観光協会事業補助金 | 補助金 | 2 | - | 別記1 別記2 | 回 | 運営 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 17 | 継続(維持) | | 5,511 | 4,375 |
| 77 | 産業振興課 | 6 | 佐倉・時代まつり事業交付金 | 交付金 | 1 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 18 | 継続(拡大) | | 2,550 | 2,550 | |
| 78 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市民花火大会交付金 | 交付金 | 1 | - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 21 | 継続(維持) | | 29,253 | 0 | |
| 79 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市認定職業訓練運営事業補助金 | 補助金 | 4 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 | 16 | 16 | 継続(維持) | | 680 | 680 | |
| 80 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金 | 補助金 | 3 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 17 | 継続(維持) | | 2,482 | 1,806 | |
| 81 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市障害者雇用促進奨励金 | 補助金 | 3 | 国 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 17 | 継続(維持) | 無 | 500 | 500 | |
| 82 | 産業振興課 | 6 | 介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金 | 補助金 | 3 | - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 17 | 継続(維持) | 無 | 1,000 | 1,000 | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | (単位 千円) |
|----|-------|---------------------------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------|-------|--------|----|--------|------------|-------|----------------------------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | 当初予算額 | | |
| 83 | 道路管理課 | 7 街灯管理費補助金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) | | 34,638 | 34,869 | | | |
| 84 | 道路管理課 | 7 街灯設置費補助金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) | | 2,226 | 2,226 | | | |
| 85 | 道路管理課 | 7 街灯修繕費補助金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) | | 4,682 | 4,451 | | | |
| 86 | 建築指導課 | 7 佐倉市木造建築物耐震診断補助金 | 補助金 | 3 国・県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | | 975 | 975 | | | |
| 87 | 建築指導課 | 7 佐倉市木造住宅改修工事補助金 | 補助金 | 3 国・県 | 個 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(維持) | | 4,000 | 4,000 | | | |
| 88 | 建築指導課 | 7 佐倉市かさ上げ工事等補助金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 1,000 | 1,000 | | | |
| 89 | 建築指導課 | 7 佐倉市危険コンクリートブロック解等の除去及び緑化推進補助金 | 補助金 | 3 国・県 | 個 | 事業 | 8 | 2 | 3 | 4 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | | 950 | 800 | | | |
| 90 | 建築指導課 | 7 マンション耐震診断補助金 | 補助金 | 3 国・県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 1,034 | 1,034 | | | |
| 91 | 道路管理課 | 7 私道移管等助成金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 0 | 0 | | | |
| 92 | 道路管理課 | 7 私道移管助成金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | | 344 | 3,750 | | | |
| 93 | 下水道課 | 7 佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金 | 補助金 | 5 - | 国 | 事業 | 12 | 1 | 0 | 4 | 2 | 2 | 19 | 継続(維持) | 無 | 0 | 0 | | | |
| 94 | 下水道課 | 7 雨水貯留施設設置工事補助金 | 補助金 | 3 - | 別記1 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 536 | 536 | | | |
| 95 | 都市計画課 | 7 佐倉市土地区画整理事業助成金 | 交付金 | 1 - | 国 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | | 3,800 | 3,800 | | | |
| 96 | 交通安全課 | 8 佐倉市消防団連絡協議会交付金 | 補助金 | 3 - | 国 | 事業 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | | 330 | 330 | | | |
| 97 | 教育総務課 | 9 佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金 | 補助金 | 6 - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 3 | 3 | 21 | 継続(維持) | | 6,400 | 6,400 | | | |
| 98 | 教育総務課 | 9 高等学校等奨学金 | 交付金 | 1 - | 国 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 4,40 | 4,40 | | | |
| 99 | 指導課 | 9 佐倉市学校運営費交付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | 補助額適格性 | 合計 | 方向性 | 事業課による評価点 | | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|-------|---------|---|-------------------|----|-----|-----|-----|------------|----|-----|-----|-------|-------|--------|----|--------|------------|------------|----------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 実績無 ・新規 | 実績無 ・既存 | | |
| 100 | 学務課 | 9 | 佐倉市遠距離通学費補助金＊ | | 補助金 | 5 | - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 23 | 継続(維持) | | 1,037 | 1,154 | |
| 101 | 学務課 | 9 | 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金 | | 補助金 | 5 | 国 | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | | 2,475 | 2,505 | |
| (100) | 学務課 | 9 | 佐倉市遠距離通学費補助金＊ | | 補助金 | 5 | - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 23 | 継続(維持) | | 56 | 105 | |
| (101) | 学務課 | 9 | 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金 | | 補助金 | 5 | 国 | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | | 2,319 | 2,293 | |
| 102 | 指導課 | 9 | 私立幼稚園災害共済賄付加入補助金 | | 補助金 | 3 | - | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(維持) | | 163 | 180 | |
| 103 | 学務課 | 9 | 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金 | | 補助金 | 3 | - | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | | 28,815 | 28,815 | |
| 104 | 学務課 | 9 | 佐倉市私立幼稚園就園受取費補助金 | | 補助金 | 6 | 国 | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(拡大) | | 174,756 | 190,269 | |
| 105 | 社会教育課 | 9 | 佐倉市成人教育活動助成補助金 | | 補助金 | 2 | - | 別記1 別記2 | 固 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | | 512 | 512 |
| 106 | 社会教育課 | 9 | 将門地区社会教育団体育成事業補助金 | | 補助金 | 4 | - | 固 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | | 100 | 100 | |
| 107 | 文化課 | 9 | 佐倉市協会助成補助金 | | 補助金 | 2 | - | 固 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | | 2,000 | 1,592 | |
| 108 | 文化課 | 9 | 文化財保存事業補助金 | | 補助金 | 3 | 県 | 固・個 | 事業 | 8 | 2 | 3 | 4 | 4 | 21 | 継続(拡大) | | 320 | 2,278 | |
| 109 | 生涯スポーツ課 | 9 | 佐倉市体育協会補助金 | | 補助金 | 4 | - | 別記1 別記2 | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | | 4,700 | 5,530 |
| 110 | 生涯スポーツ課 | 9 | 佐倉市スポーツ少年団補助金 | | 補助金 | 4 | - | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(拡大) | | 450 | 450 | |
| 111 | 生涯スポーツ課 | 9 | 佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金 | | 補助金 | 2 | - | 固 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 2 | 20 | 継続(維持) | | 900 | 900 | |
| 112 | 生涯スポーツ課 | 9 | 佐倉市運動広場管理運営事業補助金 | | 補助金 | 4 | - | 固 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | | 1,822 | 1,477 | |
| 113 | 生涯スポーツ課 | 9 | 千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金 | | 補助金 | 4 | - | 固 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | | 270 | 270 | |
| 114 | 下水道課 | 1 | 佐倉市水洗便所改造資金等助成金 | | 補助金 | 3 | - | 固 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 81 | 81 | |

平成23年度補助金点検一覧

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 固・個 | 種別 | 事業課による評価点 | | | 合計 | 方向性 | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|------|---------|---|----------------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----------|-----|-------|----|-----|------------|-----------------|----------------------------|-----------|
| | | | | | | | | | | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | | | | | | |
| 1115 | 下水道課 | 1 | 佐倉市市洗便所改造奨励金 | 補助金 | 3 | - | 個 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 280 | 350 | |
| 1116 | 交通防災課 | 2 | 被災者住宅再建支援事業補助金 | 補助金 | 5 | 県 | 個 | 事業 | 6 | 2 | 2 | 4 | 4 | 18 | その他 | 新規 | 0 | 15,000 |
| 1117 | 自治人権推進課 | 2 | 婚活支援事業交付金 | 交付金 | 1 | 県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | 新規 | 0 | 6,732 |
| 1118 | 子育て支援課 | 3 | 民間保育園施設整備費補助金 | 補助金 | 2 | 県 | 個 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 4 | 22 | 継続(拡大) | 新規 | 0 | 92,080 |
| 1119 | 産業振興課 | 6 | 起業支援事業補助金 | 補助金 | 2 | | 個 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 継続(拡大) | 新規 | 0 | 600 |
| | | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | 1,136,025 | 1,226,598 |

* 金額欄について、補助金を廃止したものは斜線、補助金の制度は存続しているが、平成23年度予算には計上していないものは〇で記載しています。

【分類区分】

- ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援（交付金）
- ②市との連携により実施する事業への財政支援（行政からの動きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助）
- ③啓発、誘導のための財政支援（制度補助）
- ④啓発、誘導のための財政支援（特定団体の支援）
- ⑤特別な負担を強いられる特定市民への弁償的な財政支援
- ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援（扶助賃的性格の強いもの）
- ⑦市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの

【国・県】

- 国庫支出金・県支出金がついているもの
- 【基準外】
 - 現行の補助金等基準において、別記1、別記2として、例外的に基準外を認められているもの
 - 「団・個人」
 - 「団」とあるものは交付先が団体であるもの、「個人」とあるものは交付先が個人であるもの
 - 「事業」
 - 「事業」とあるものは事業費に対する補助であるもの、「運営」とあるものは運営費に対する補助であるもの

分類区分別 点検一覧

【分類区分① 市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)】

(単位 千円)

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・県 | 基準外 | 回・個 | 種別 | 事業課による評価点 | | | 実績無・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|-----|---------|---------------------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|----|-----------|-----|-------|--------|-----------------|----------------------------|---------|
| | | | | | | | | | | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | | | | |
| 2 | 議会事務局 | 1 政務調査費 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 0 0 | 事業 | 0 | 4 | 4 | 8 | 継続(維持) | 14,400 | 13,520 |
| 1 | 議会事務局 | 1 議員厚生事業助成金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 0 0 | 事業 | 0 | 3 | 4 | 10 | その他 | 200 | 200 |
| 19 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市民憲章推進協議会交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 6 1 | 事業 | 3 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | 2,500 | 1,500 |
| 47 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金（佐倉市青少年相談員連絡協議会） | | 交付金 | 1 票 | 回・個 | 事業 | 6 1 | 事業 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 1,500 | 1,500 |
| 48 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金（佐倉市青少年相談員連絡協議会） | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 6 1 | 事業 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 1,650 | 1,650 |
| 77 | 産業振興課 | 6 佐倉・時代までの事業交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 6 1 | 事業 | 3 | 4 | 4 | 18 | 継続(拡大) | 2,550 | 2,550 |
| 99 | 指導課 | 9 佐倉市学校運営費等交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 6 1 | 事業 | 4 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | 440 | 440 |
| 117 | 自治人権推進課 | 2 婚活支援事業交付金 | | 交付金 | 1 票 | 回・個 | 事業 | 8 1 | 事業 | 2 | 2 | 4 | 19 | 継続(維持) | 0 | 6,732 |
| 18 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 1 | 事業 | 2 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | 4,800 | 4,800 |
| 50 | 健康増進課 | 4 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 8 2 | 事業 | 2 | 4 | 2 | 20 | 継続(維持) | 47 | 45 |
| 78 | 産業振興課 | 6 佐倉市民花火大会交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 8 1 | 事業 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | 29,253 | 0 |
| 16 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 1 | 事業 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(拡大) | 746 | 744 |
| 17 | 自治人権推進課 | 2 佐倉市自治会等自治振興交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 1 | 事業 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(拡大) | 15,956 | 16,042 |
| 22 | 社会福祉課 | 3 佐倉市民委員会協議会交付金 | | 交付金 | 1 票 | 回・個 | 事業 | 10 1 | 事業 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | 812 | 824 |
| 49 | 社会福祉課 | 4 佐倉市献血推進協議会事業交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 2 | 事業 | 4 | 4 | 3 | 23 | 継続(維持) | 780 | 780 |
| 43 | 子育て支援課 | 3 佐倉市民間保育園運営費等交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 2 | 事業 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(拡大) | 208,399 | 240,881 |
| 96 | 交通安全課 | 8 佐倉市消防団連絡協議会交付金 | | 交付金 | 1 - | 回・個 | 事業 | 10 2 | 事業 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) | 3,800 | 3,800 |
| 17 | 件 | 合計 | | | | | | | | | | | | | 287,833 | 296,008 |

【分類区分② 市との連携により実施する事業への財政支援(行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 固・ 個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適用額 | 合計 | 事業課による評価点 | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 |
|------|----------|--------------------------------------|-----|-----|---------------|------------|----|-----|-----|-----------|-----------|------------|--------|-----------|--------|------------|-----------------|----------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 運営 | 事業 | 運営 | |
| 76 | 産業振興課 | 6 社団法人生倉市観光協会事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 10,391 | 11,376 | | | | |
| (76) | 産業振興課 | 6 社団法人生倉市観光協会事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 別記1 別記2 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 17 | 5,511 | 4,375 | | | |
| 119 | 産業振興課 | 6 起業支援事業補助金 | 補助金 | 2 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 10,391 | 11,376 | | | | |
| 3 | 総務課 | 2 佐倉市役所職員共済会補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 別記1 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 18 | 6,000 | 6,000 | | | |
| (3) | 総務課 | 2 佐倉市役所職員共済会補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 別記2 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 18 | 6,000 | 6,000 | | | |
| 45 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金（佐倉市ボーナスカート育成会） | 補助金 | 2 県 | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 190 | 190 | | | | |
| 46 | 児童青少年課 | 3 佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金（佐倉市子ども会育成連盟） | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 190 | 190 | | | | |
| 34 | 障害福祉課 | 3 本人活動支援事業補助金 | 補助金 | 2 | 回 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 19 | 550 | 550 | | | | |
| 74 | 産業振興課 | 6 街中にぎわい推進事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 15,200 | 15,200 | | | | |
| 4 | 交通安全課 | 2 佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 3 | 20 | 800 | 800 | | | | |
| 24 | 社会福祉課 | 3 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分） | 補助金 | 2 - | 回 | 別記1 別記2 | 回 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 20 | 93,000 | 93,000 | | | |
| 29 | 障害福祉課 | 3 佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 3 | 20 | 3,465 | 3,465 | | | | |
| 107 | 文化課 | 9 佐倉日闘協会助成補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 2,000 | 1,592 | | | | |
| 111 | 生涯スポーツ課 | 9 佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 2 | 20 | 900 | 900 | | | | |
| 5 | 交通安全課 | 2 佐倉市交通安全母の会事業補助金 | 補助金 | 2 - | 回 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 80 | 80 | | | | |
| 23 | 社会福祉課 | 3 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（事業費分） | 補助金 | 2 県 | 回 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 21 | 2,781 | 2,374 | | | | |
| 32 | 障害福祉課 | 3 佐倉市通所サービス利用促進事業補助金 | 補助金 | 2 | 県 | 回 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 21 | 12,000 | 13,000 | | | | |

【分類区分② 市との連携により実施する事業への財政支援(行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 事業課による評価点 | | | | | | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | | | | |
|-----|------------|--------------------------|-----|-----------|------------|---------|----|---------|-----|-----------|-----------------|----------------------------|----|--------------|---------|---------|
| | | | | | 基準 外 | 基準 内 | 種別 | 国・ 県 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適格性 | 合計 | | | |
| 105 | 社会教育課 | 9 佐倉市成人教育活動助成補助金 | 補助金 | 2 - | 別記1 別記2 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | 512 | 512 |
| 30 | 障害福祉課 | 3 佐倉市障害者グループホーム運営費等補助金 | 補助金 | 2 県 | 別記1 別記2 | 運営 | 10 | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | 8,698 | 8,853 |
| 37 | 高齢者福祉 課 | 3 佐倉市高齢者クラブ補助金 | 補助金 | 2 国・ 県 | 別記1 別記2 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | 4,318 | 4,207 |
| 44 | 子育て支援 課 | 3 認可外保育施設運営費等補助金 | 補助金 | 2 - | 別記1 別記2 | 運営 | 10 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 22 | その他 | 988 | 1,250 |
| 118 | 子育て支援 課 | 3 民間保育施設整備費補助金 | 補助金 | 2 県 | 別記1 別記2 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(拡大) 新規 | 0 | 92,080 |
| 38 | 高齢者福祉 課 | 3 佐倉市シルバーハウスセンター補助金（運営費） | 補助金 | 2 国 | 別記2 | 運営 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | 9,600 | 9,600 |
| 39 | 高齢者福祉 課 | 3 佐倉市シルバーハウスセンター補助金（事業費） | 補助金 | 2 国 | 別記2 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) | 400 | 400 |
| 22 | 件 | 合 計 | | | | | | | | | | | | | 178,084 | 271,119 |

【分類区分③ 啓発、誘導のための財政支援（制度補助）】

| No | 担当課 | 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・基準外 | 回・個 | 種別 | 事業課による評価点 | | | | 平成22年度 当初予算額 | 実績・新規 予算見込額 | | | | |
|-----|-------|---|------------------------|----|----|-------|-----|----|-----------|-----|-------|-------|-----------------|----------------|--------|--------|---------|-------|
| | | | | | | | | | 公益性 | 実効性 | 目標達成性 | 運営適格性 | | | | | | |
| 95 | 都市計画課 | 7 | 佐倉市土地区画整理事業助成金 | | | | | 事業 | 6 | 1 | 0 | 4 | 3 | 14 | 継続(維持) | 0 | 0 | |
| 31 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市知的障害者生活木一人運営事業補助金 | | | | | 事業 | 8 | 1 | 0 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 0 | 0 | |
| 33 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市民間心身障害者施設整備事業補助金 | | | 国・県 | | 事業 | 6 | 1 | 1 | 4 | 4 | 16 | 継続(維持) | 無 | 4,200 | |
| 62 | 農政課 | 5 | 佐倉市農業体験農園事業補助金 | | | | | 事業 | 8 | 1 | 2 | 2 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 270 | |
| 91 | 道路管理課 | 7 | 私道舗装等助成金 | | | | | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 0 | |
| 97 | 教育総務課 | 9 | 佐倉市佐倉東高等学校定期制教育振興会補助金 | | | | | 事業 | 4 | 1 | 4 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | | 330 | |
| 114 | 下水道課 | 1 | 佐倉市水洗便所改修資金等助成金 | | | | | 個人 | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 3 | 16 | 継続(維持) | 無 | 81 |
| 6 | 交通防災課 | 2 | 佐倉市チャイルドシート購入助成金 | | | | | 個人 | 事業 | 4 | 2 | 4 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | | 1,400 |
| 57 | 農政課 | 5 | 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金 | | | | | 事業 | 6 | 0 | 3 | 4 | 4 | 17 | 継続(維持) | | 480 | |
| 75 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市伝統の工芸品産業保存育成事業補助金 | | | | | 個人 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 2 | 17 | 継続(拡大) | | 300 |
| 80 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金 | | | | | 個人 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 継続(維持) | | 2,482 |
| 81 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市障害者雇用促進奨励金 | | | | | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 継続(維持) | | 500 | |
| 82 | 産業振興課 | 6 | 介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金 | | | | | 事業 | 6 | 1 | 2 | 4 | 4 | 17 | 継続(維持) | | 1,000 | |
| 277 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金* | | | | | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 2 | 18 | 継続(維持) | 901 | 901 | |
| 28 | 障害福祉課 | 3 | 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給助成金 | | | | | 事業 | 8 | 1 | 1 | 4 | 4 | 18 | 継続(維持) | | 89 | |
| 54 | 下水道課 | 4 | 佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金 | | | | | 個人 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 2 | 18 | 継続(維持) | | 8,500 |
| 60 | 農政課 | 5 | 佐倉市農業環境対策事業補助金 | | | | | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 3 | 18 | 継続(拡大) | | 1,204 | |
| 73 | 産業振興課 | 6 | 佐倉市企業誘致助成金 | | | | | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 継続(拡大) | | 161,025 | |

【分類区分③ 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 固・ 個 | 種別 | 事業課による評価点 | | | 合計 | 方向性 | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | | |
|-----|----------|--------------------------------|-----|-----------|---------------|---------|----|-----------|-----|-----------|----|-----|------------|-----------------|---------------|---------|
| | | | | | | | | 目標 達成性 | 実効性 | 運営 適格性 | | | | | | |
| 88 | 建築指導課 | 7 佐倉市かさ上げ工事等補助金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 1,000 1,000 | |
| 90 | 建築指導課 | 7 マンション耐震診断補助金 | 補助金 | 3 国・ 県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 2 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 1,034 1,034 | |
| 92 | 道路管理課 | 7 私道整備助成金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 344 3,750 | |
| 115 | 下水道課 | 1 佐倉市水洗便所改造奨励金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 継続(維持) | 無 | 280 350 | |
| 55 | 農政課 | 5 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 | 補助金 | 3 県 | 個 | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | 無 | 2,053 1,548 | |
| 56 | 農政課 | 5 農業近代化資金利子補給金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | 無 | 353 246 | |
| 61 | 農政課 | 5 佐倉市農産園芸総合対策事業補助金 | 補助金 | 3 県 | 個 | 事業 | 8 | 0 | 3 | 4 | 4 | 19 | 継続(維持) | 無 | 2,900 6,555 | |
| 65 | 農政課 | 5 佐倉市畜産総合対策事業補助金 | 補助金 | 3 県 | 個 | 事業 | 8 | 0 | 4 | 4 | 3 | 19 | 継続(維持) | 無 | 1,800 6,600 | |
| 21 | 情報システム課 | 2 佐倉市共施設設備事業費補助金 | 補助金 | 3 国 | 個 | 事業 | 6 | 2 | 4 | 4 | 4 | 20 | 廃止(即時) | 無 | 0 0 | |
| 52 | 廢棄物対策課 | 4 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | 無 | 800 700 | |
| 53 | 下水道課 | 4 佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金 | 補助金 | 3 国・ 県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | 無 | 41,908 41,908 | |
| 69 | 産業振興課 | 6 佐倉市商店街路灯等維持管理費補助金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | 無 | 3,490 3,300 | |
| 86 | 建築指導課 | 7 佐倉市木造建築物耐震診断補助金 | 補助金 | 3 国・ 県 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | 無 | 975 975 | |
| 89 | 建築指導課 | 7 佐倉市危険コンクリートブロック等の除去及び緑化推進補助金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 2 | 3 | 4 | 3 | 20 | 継続(維持) | 無 | 950 800 | |
| 94 | 下水道課 | 7 雨水貯留浸透施設設置工事補助金 | 補助金 | 3 - | 別記1 | 個 | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | 無 | 536 536 |
| 10 | 交通防災課 | 2 佐倉市自主防災組織活動助成金 | 補助金 | 3 - | 個 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(拡大) | 無 | 640 520 | |
| 35 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金* | 補助金 | 3 県 | 個 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 3 | 21 | 継続(維持) | 無 | 7,318 7,337 | |
| 36 | 高齢者福祉課 | 3 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金* | 補助金 | 3 県 | 個 | 事業 | 10 | 1 | 3 | 4 | 3 | 21 | 継続(維持) | 無 | 2,485 2,253 | |

【分類区分③ 啓発、誘導のための財政支援(制度補助)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 固・ 個 | 種別 | 事業課による評価点 | | | 合計 | 実績無 ・新規 |
|------|-------------|------------------------|-----|-----|---------------|---------|----|-----------|-----|-----------|---------|------------|
| | | | | | | | | 目標 達成性 | 実効性 | 運営 適格性 | | |
| 102 | 指導課 | 9 私立幼稚園災害共済給付加入補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 継続(維持) |
| 108 | 文化課 | 9 文化財保存事業補助金 | 補助金 | 3 県 | 事業 | 8 | 2 | 3 | 4 | 4 | 21 | 継続(拡大) |
| 40 | 高齢者福祉 課 | 3 佐倉市民間社会福祉施設整備事業補助金 | 補助金 | 3 国 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) |
| 63 | 農政課 | 5 佐倉市耕作放棄地対策事業補助金 | 補助金 | 3 国 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) |
| 87 | 建築指導課 | 7 佐倉市木造住宅補強改造工事補助金 | 補助金 | 3 県 | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 3 | 22 | 継続(維持) |
| 103 | 学務課 | 9 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) |
| 14 | 自治人権推 進課 | 2 佐倉市地区集会所整備事業補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) |
| 15 | 自治人権推 進課 | 2 佐倉市コミュニティ助成事業補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 10 | 1 | 4 | 4 | 4 | 23 | 継続(維持) |
| 7 | 交通防災課 | 2 佐倉市公共交通移動円滑化設備整備費補助金 | 補助金 | 3 国 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) |
| 8 | 交通防災課 | 2 佐倉市生活交通路線維持費補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) |
| 9 | 交通防災課 | 2 佐倉市バス運行対策費補助金 | 補助金 | 3 県 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 継続(維持) |
| 83 | 道路管理課 | 7 街灯管理費補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) |
| 84 | 道路管理課 | 7 街灯設置費補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) |
| 85 | 道路管理課 | 7 街灯修繕費補助金 | 補助金 | 3 - | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 3 | 25 | 継続(維持) |
| 50 件 | 合 計 | | | | | | | | | | 368,317 | 353,791 |

【分類区分④ 啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 四・ 個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適合性 | 合計 | 事業課による評価点 | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|-------------|------------------------|-------|-----|-----|---------------|---------|----|-----|-----|-----------|-----------|------------|----|-----------|----|------------|-----------------|----------------------------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 事業 | 事業 | 事業 | | |
| 67 農政課 | 5 佐倉市林業振興事業補助金 | 補助金 | 4 市 | 事業 | 4 | 1 | 3 | 2 | 4 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 199 | 200 |
| 68 農政課 | 5 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 4 | 1 | 3 | 4 | 3 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 350 | 350 |
| 79 産業振興課 | 6 佐倉市認定職業訓練運営事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 680 | 680 |
| 42 児童青少年課 | 3 佐倉市母子寡婦福祉会補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 90 | 90 |
| 66 農政課 | 5 北総中央用水土地改良区運営補助金 | 補助金 | 4 市 | 運営 | 8 | 1 | 1 | 4 | 3 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 2,907 | 2,548 |
| 113 生涯スポーツ課 | 9 千葉県歩け佐倉市大会補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 3 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 270 | 270 |
| 58 農政課 | 5 佐倉市植物防護事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 0 | 4 | 4 | 4 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 3,870 | 3,870 |
| 59 農政課 | 5 佐倉市水田農業構造改革事業補助金 | 補助金 | 4 市 | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 10,180 | 14,930 |
| 64 農政課 | 5 佐倉市畜産振興事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 8 | 0 | 4 | 4 | 2 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 4,200 | 4,150 |
| 71 産業振興課 | 6 佐倉市工場連絡協議会事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 3 | 4 | 4 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 515 | 520 |
| 72 産業振興課 | 6 佐倉市中小企業資金融資利子補給金 | 補助金 | 4 - | 個 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 3 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 13,830 | 15,703 |
| 25 社会福祉課 | 3 佐倉市遭喰会補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 270 | 270 |
| 26 社会福祉課 | 3 佐倉市鉄道駅バリアフリー化整備事業補助金 | 補助金 | 4 市 | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 32,185 | 0 |
| 106 社会教育課 | 9 将門地区社会教育団体育成事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 6 | 1 | 4 | 4 | 4 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 100 | 100 |
| 70 産業振興課 | 6 佐倉商工会議所事業補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 12,550 | 12,550 |
| (70) 産業振興課 | 6 佐倉商工会議所事業補助金 | 補助金 | 4 - | 別記2 | 運営 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 22,950 | 22,950 |
| 110 生涯スポーツ課 | 9 佐倉市スポーツ少年団補助金 | 補助金 | 4 - | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 3 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 450 | 450 |

【分類区分④ 啓発、誘導のための財政支援(特定団体の支援)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 基準 外 | 基準 内 ・ 個 | 種別 | 目標 達成性 | 実効性 | 事業課による評価点 | 実績無 ・新規 | 合計 | 方向性 | 平成22年度 当初予算額 | | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | | |
|-----|----------|------------------|----|----|---------|-------------------|----|-----------|-----|-----------|------------|----|-----|-----------------|-----------|----------------------------|--------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 運営 適格性 | 補助額 適格性 | | |
| 112 | 生涯スポーツ課 | 佐倉市運動広場管理運営事業補助金 | | | 補助金 | 4 | - | 事業 | 8 | 1 | 4 | 4 | 21 | 継続(維持) | | 1,822 | 1,477 | |
| 109 | 生涯スポーツ課 | 佐倉市体育協会補助金 | | | 補助金 | 4 | - | 別記1 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 22 | 継続(維持) | | 4,700 | 5,530 |
| 18 | 件 | 合 | 計 | | | | | | | | | | | | | 112,118 | 86,638 | |

【分類区分⑤ 特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 団・ 個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適合性 | 合計 | 事業課による評価点 | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|------------|-------------------------|-------|-----|----|---------------|---------|----|-----|-----|-----------|-----------|------------|----|-----------|----|------------|-----------------|----------------------------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 事業 | 事業 | 事業 | | |
| 51 環境保全課 | 4 佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金 | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 6 | 1 | 1 | 4 | 2 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 100 | 100 |
| 1116 交通防災課 | 2 被災者住宅再建支援金事業補助金 | 補助金 | 5 県 | 個 | 事業 | 6 | 2 | 2 | 4 | 4 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 0 | 15,000 |
| 13 交通防災課 | 2 佐倉市災害予防・復旧工事資金利子補給補助金 | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 8 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 100 |
| 93 下水道課 | 7 佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金 | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 12 | 1 | 0 | 4 | 2 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 無 | 0 |
| 100 学務課 | 9 佐倉市遠距離通学費補助金* | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 無 | 0 |
| (100) 学務課 | 9 佐倉市遠距離通学費補助金* | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 3 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 無 | 0 |
| 101 学務課 | 9 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金 | 補助金 | 5 国 | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 2,475 |
| (101) 学務課 | 9 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金 | 補助金 | 5 国 | 個 | 事業 | 10 | 2 | 4 | 4 | 4 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 2,475 |
| 11 交通防災課 | 2 災害見舞金 | 補助金 | 5 - | 個 | 事業 | 12 | 2 | 4 | 4 | 3 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 200 |
| 7 件 | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | 6,287 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 21,457 | |

【分類区分⑥ 一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの)】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 団・ 個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適格性 | 合計 | 事業課による評価点 | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|-----|----------|-----------------------------|-----|-----|---------------|---------|----|-----|-----|-----------|-----------|------------|----|-----------|----|------------|-----------------|----------------------------|----|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 事業 | | | | |
| 41 | 介護保険課 | 3 社会福祉法人による利用者負担の軽減実施に伴う助成金 | 補助金 | 6 県 | 事業 | 8 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 無 | 30 | 30 |
| 12 | 交通安全課 | 2 佐倉市災害被災者賃貸住宅助成金 | 補助金 | 6 - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 3 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 無 | 0 | 0 |
| 98 | 教育総務課 | 9 高等学校等奨学金 | 補助金 | 6 - | 個 | 事業 | 10 | 2 | 2 | 4 | 3 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 無 | 0 | 0 |
| 104 | 学務課 | 9 佐倉市私立幼稚園就園援助費補助金 | 補助金 | 6 国 | 事業 | 8 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 無 | 0 | 0 |
| 4 件 | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | 174,786 | 196,699 | |

【分類区分⑦ 市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの】

| No | 担当課 款 | 補助金名称 | 区分 | 分類 | 国・ 基準 外 | 団・ 個 | 種別 | 公益性 | 実効性 | 目標 達成性 | 運営 適格性 | 補助額 適格性 | 合計 | 事業課による評価点 | | 実績無 ・新規 | 平成22年度 当初予算額 | 平成23年度 6月補正計上後 予算見込額 | |
|-------------------|----------|--------------|----|----|---------------|---------|-----|-----|-----|-----------|-----------|------------|----|-----------|----|------------|-----------------|----------------------------|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | 事業 | 運営 | | | | |
| 20 自治人権推 進課 | 2 | 市民提案型協働事業助成金 | | | | | 補助金 | 7 | - | 事業 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 20 | 継続(維持) | 3,000 | 886 |
| 1 件 | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | 3,000 | 886 |

佐倉市補助金等交付基準

I 趣旨

佐倉市の行う補助金等の交付について、更に透明性と公平性を高めるとともに、適正で効果的な施策の展開をはかるため、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するほか、補助期間や補助率など補助事業の指針として、次のとおり補助金等交付基準を定める。

II 定義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合において、交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金で、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分(第15条関係)において19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付するもの(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等を除く。)をいう。

III 交付期間

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3年を期限とする。^(※1)
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

(※1) 平成21年度以降に実施する補助事業にあっては、補助金等の交付期間は、平成24年3月31日を期限とすること。

IV 换助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

| | | |
|---------|------|---|
| (1) 団体 | ①事業費 | 市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合 |
| | ②運営費 | 団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合 |
| (2) 個人等 | | 上記以外の格差是正、個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導のために金銭的な援助が必要な場合 |

V 交付基準

1. 共通基準

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、公益上必要がある場合に補助を行うことができるとされているが、佐倉市においては、次の共通基準に当たる場合にのみ補助金等を交付するものとし、同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図るものとする。

| | |
|------------|--|
| (1) 効果性 | ①補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。 ③市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。 ④行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。 |
| (2) 適格性 | ①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ③補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。 |

2. 分類別交付基準

原則として、補助金の額及び条件は、次に定めるとおりとする。なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていないと認める場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

(1) 市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの

| 分類 | 区分 | 交付基準 |
|---|----------------------|---|
| ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) | ・団体(事業費) ・団体(運営費) | ・所要額 |
| ②市との連携により実施する事業への財政支援 (行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助) | ・団体(事業費) | ・補助率2分の1以内 ^(※2) |
| | ・団体(運営費) | ・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3) |
| ③啓発、誘導のための財政支援 (制度補助) | ・団体(事業費) ・個人等 | ・補助率2分の1以内 ^(※2) |
| | ・団体(運営費) | ・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3) |
| ④啓発、誘導のための財政支援 (特定団体の支援) | ・団体(事業費) | ・補助率2分の1以内 ^(※2) |
| | ・団体(運営費) | ・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3) |
| ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 | ・個人等 | ・所要額 |
| ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの) | | ・所要額 ・所得要件を設けること。 |

- (※2) 1. 国又は県の事業として実施されるもので、国又は県それぞれの補助事業の規定を準用した場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
 2. 一定の基準により不特定多数に対して少額(概ね5万円未満)を交付する奨励金等の場合は適用しない。
 3. 施策の推進上、特に必要であると、市長が認めた別記1に掲げる補助金等の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。

- (※3) 1. 特に団体の存続が政策目標の達成に不可欠であり、その活動を代替する団体が見当たらないと市長が認めた別記2に掲げる団体については適用しないものとする。
 2. 平成18年4月1日において現に存在する団体については、交付基準の算定において、同日において設立されたものとみなす。

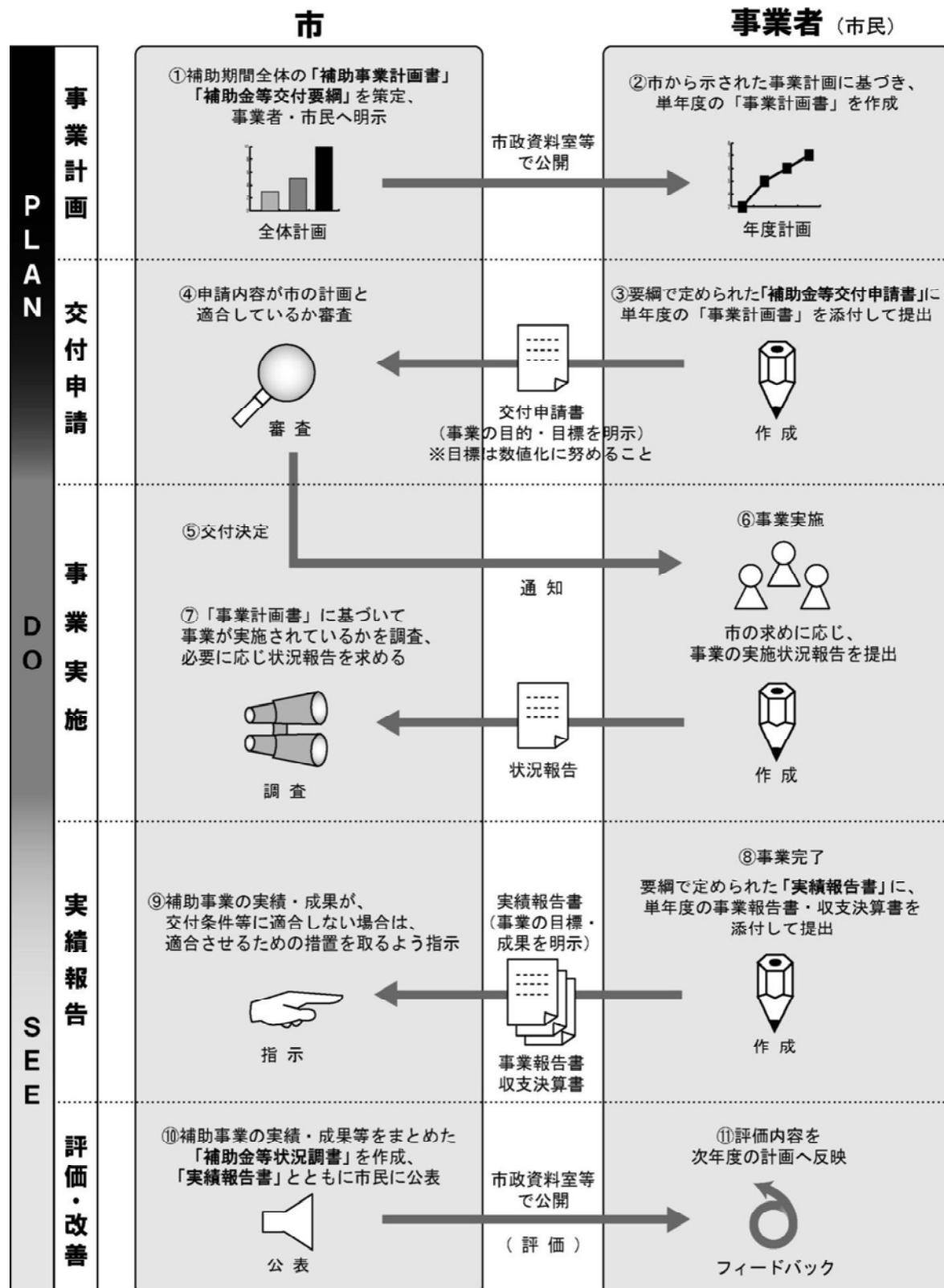
(2) 市民から提案する公共サービスを実現するためのもの

| 分類 | 区分 | 交付基準 |
|------------------------------|------------------|---------|
| ①市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの | ・団体(事業費) ・個人等 | ・2分の1以内 |

VI 事業管理

1. 補助事業の流れ

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO SEE) に基づき、次の手順により行うものとする。



附 則

- ・この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- ・佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- ・この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則

- ・この基準は、平成21年4月1日から施行する。（20佐財第526号）

附 則

- ・この基準は、平成22年6月1日から施行する。（22佐財第156号）

佐倉市補助金等交付基準(平成21年4月1日施行) 別記 1

V交付基準、2分類別交付基準、(1)市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの、(※2)中、第3の項に定める補助率を、2分の1を超えて設定することができる補助金等は次に掲げるものとする。

1. 佐倉市役所職員共済会補助金のうち、庁舎内の施設整備(食堂の運営を含む)及び職員共済会の事務に要する経費に対する補助
(理由)食堂等庁舎施設の整備については、その利益を受ける人が不特定多数であり、その性質が使用者である佐倉市の責任において負担すべき経費と考えられるため。佐倉市役所職員共済会が実施する事業は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業であり、それらの企画、実施等の事務に要する経費は使用者たる佐倉市の負担で行われるべき経費であると考えられるため。
2. 佐倉市高齢者クラブ補助金のうち、千葉県老人クラブ連合会会費に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
3. 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金のうち、職員人件費に対する補助
(理由)社会福祉協議会は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の福祉施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
4. 佐倉市母子寡婦福祉会補助金のうち、財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会負担金に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
5. 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金のうち、予期できない災害等により支障をきたした農業経営を復旧するために借り入れた資金に係る利息に対する補助
(理由)当該補助は、特別は負担を強いられている市民への補助の性格を有するため。
6. 佐倉市農業環境対策事業補助金のうち、災害等によって発生した廃プラスチック処理に係る経費に対する補助
(理由)当該補助は、特別は負担を強いられている市民への補助の性格を有するため。
7. 北総中央用水土地改良区運営補助金
(理由)本補助金は、国営事業として整備された設備の維持管理等に係る経費を補助するものであるが、上流地区の整備が完了していないため、用水の提供は行われておらず、北総中央用水土地改良区は受益を得るに至っていないにも関わらず、設備の維持管理費を負担しなければならない状況となっており、現時点での受益者負担は適当ではなく、事業全体が完了するまでの間公費による維持管理費の補てんが必要であるため。
8. 佐倉市企業誘致助成金のうち、固定資産税及び都市計画税の負担に対する補助
(理由)当該補助は、固定資産税及び都市計画税の減免と同様の効果を求めて実施するものであり、その率又は額は、他市との競争を勘案した中で、政策的な判断で設定すべきものであるため。
9. 社団法人佐倉市観光協会事業補助金のうち、職員の人件費に対する補助
(理由)観光協会は、他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の観光振興施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。

10. 佐倉市土地区画整理事業助成金のうち、施行地区内において、都市計画として決定された都市施設の用地取得費に相当する経費に対する補助、及び施行地区内の公共下水道計画に係る雨水幹線及び污水幹線管渠等の整備に際し、施行地区外の影響を受けて規格及び工法等を変更する場合において、その施行地区外分の整備に係る工事費に相当する経費に対する補助

(理由) 当該補助は、ともに補助対象事業以外の事情により発生する公共施設に係る経費を補てんする性質のものであるため。

11. 佐倉市雨水貯留浸透施設設置工事補助金のうち、雨水浸透施設に対する補助

(理由) 雨水浸透施設は、雨水の再利用が可能となる貯留施設とは異なり、その設置により個人的な利益を増進するものではなく、市の治水対策上の効果のみが期待されるものであるため。

12. 佐倉市成人教育活動助成補助金

(理由) 印旛圏域、千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。

13. 佐倉市体育協会補助金のうち、県民体育大会及び郡市民体育大会等に派遣される選手及び役員の交通費及び損害賠償保険料に対する補助

(理由) 佐倉市を代表して、県民体育大会及び郡市民体育大会の派遣される選手及び役員の交通費及び損害賠償保険料については、直接公費負担の対象とすることも考えられる経費であるため。

14. 佐倉市認可外保育施設運営費等補助金交付要綱

(理由) 当該補助は、認可外保育施設の経営安定と保育環境の向上に資するものであり、もって待機児童の解消の一助とするものであるため。

佐倉市補助金等交付基準(平成21年4月1日施行)別記 2

V交付基準、2分類別交付基準、(1)市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの、(※3)中、第1の項に定める、「団体設立後5年を経過していないこと。」とする規定を適用しない補助金等は次に掲げるものとする。

1. 佐倉市役所職員共済会補助金のうち、会の運営に係る事務に要する経費に対する補助
(理由)佐倉市役所職員共済会が実施する事業は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業であり、それらの企画、実施等の事務に要する経費は使用者たる佐倉市の負担で行われるべき経費であると考えられるため。
2. 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金のうち、職員人件費に対する補助
(理由)社会福祉協議会は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の福祉施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
3. 佐倉市シルバー人材センター補助金のうち、シルバー人材センターの管理運営に要する経費に対する補助
(理由)国の補助事業対象経費として認められ、継続して実施されているため。
4. 佐倉市高齢者クラブ補助金のうち、千葉県老人クラブ連合会会費に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
5. 佐倉市母子寡婦福祉会補助金のうち、財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会負担金に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
6. 佐倉市商工会議所事業補助金のうち、職員人件費(設置費、福利厚生費を含む)、事務所の維持費、一般事務費に対する補助
(理由)商工会議所は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の商工業振興施策の一部を担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
7. 北総中央用水土地改良区運営補助金
(理由)本補助金は、国営事業として整備された設備の維持管理等に係る経費を補助するものであるが、上流地区の整備が完了していないため、用水の提供は行われておらず、北総中央用水土地改良区は受益を得るに至っていないにも関わらず、設備の維持管理費を負担しなければならない状況となっており、現時点での受益者負担は適当ではなく、事業全体が完了するまでの間公費による維持管理費の補てんが必要であるため。
8. 佐倉市成人教育活動助成補助金
(理由)印旛圏域、千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
9. 社団法人佐倉市観光協会事業補助金のうち、職員の人件費及び事務所運営経費に対する補助
(理由)観光協会は、他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の観光振興施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
10. 佐倉市認可外保育施設運営費等補助金交付要綱
(理由)当該補助は、認可外保育施設の経営安定と保育環境の向上に資するものであり、もって待機児童の解消の一助とするものであるため。

佐倉市補助金検討委員会
委員名簿

| NO. | 区分 | 氏名 | 備考 |
|-----|----------------|--------------------|------------|
| 1 | 学識経験者 [委員長] | ムトウ ヒロミ 武藤 博己 | 法政大学教授 |
| 2 | 学識経験者 | ヨシムラ マリコ 吉村 真理子 | 千葉敬愛短期大学教授 |
| 3 | 学識経験者 | カメヤマ ツネコ 亀山 典子 | 日本総合研究所研究員 |
| 4 | 公募委員 | イヌヅカ ヒロシ 犬塚 博 | 市民公募 |
| 5 | 公募委員 | ヒエダ ショウゾウ 稗田 省三 | 市民公募 |

委嘱期間：平成23年3月28日～平成23年12月31日